

太良町地域福祉計画

「自然のなかで共に支え合い
生き生きと暮らせる安心のまちづくり」

平成17年3月

太良町

太良町地域福祉計画 目次

はじめに	1
第1部 地域福祉計画の基本的考え方	2
. 計画策定の背景と趣旨	2
. 社会福祉法による位置づけ	3
. 計画の位置づけと範囲	4
. 計画期間	4
第2部 太良町の現状と課題	5
. 世帯・高齢者・障害者等の状況	5
. 太良町での福祉サービスの提供や利用状況	8
. 地域福祉活動、社会資源の現状	20
. 実態調査等からみた地域の福祉ニーズと課題	25
. 地域福祉の課題	33
第3部 地域福祉推進の方策と目標量の設定	35
. 地域福祉の理念	35
(1) 既存プランの理念	35
(2) 地域福祉計画の理念	36
. 施策の体系	37
. 福祉サービスの適切な利用に関する事項	41
(1) 福祉サービスの利用に関する情報提供・相談体制の整備	41
(2) 福祉サービスの利用援助（利用者の権利擁護）の整備	43
(3) 福祉サービスの利用しやすい仕組みづくり	45
. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	47
(1) 地域の福祉ニーズや福祉課題の把握	47
(2) 多様なサービスの促進と公的サービスとの連携	48
(3) 社会資源の有効な活用	49

.	社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	51
(1)	NPO 団体やボランティアへの支援	51
(2)	住民参加の福祉のまちづくりへの支援	53
(3)	地域福祉を推進する人材の育成	54
.	社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	56
(1)	太良町社会福祉協議会とのパートナーシップ	56
(2)	バリアフリーの推進	57
(3)	環境の整備と災害等の対策	59
第4部	地域福祉推進体制の整備	61
(1)	太良町の推進体制	61
(2)	地域福祉推進のための連絡協議会の設置	61
(3)	地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進	61
資料		
1.	地域福祉計画策定への取り組み	62
(1)	地域で福祉を考える会の開催経過	62
(2)	地域福祉策定委員会の開催経過	63
(3)	意見箱の設置	63
(4)	素案の提示とパブリックコメントの実施	63
2.	太良町地域福祉計画策定委員会設置要綱	64
3.	太良町の地域福祉を考える町民委員会設置要領	66
4.	太良町地域福祉計画策定委員会委員名簿	67
5.	用語集	68

はじめに

今日の少子高齢化の進展や家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展、住民意識の多様化など、社会福祉を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このような情勢の中、これまで法令や国の通達等に基づく行政の主導により進めてきた福祉サービスは、町民・事業者・行政が協働して支え合う共同体によってサービスを展開する方向に変わりつつあります。

またこれからは、町民自らが選択、決定を行い、福祉サービスを利用することとなります。

このような状況を踏まえ、我が太良町では、「自然のなかで共に支え合い生き生きと暮らせる安心のまちづくり」を計画的に進めていくために公募による住民の代表者が主体となり、自由な発想で話し合いを行いながら「太良町地域福祉計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、地域住民と行政、そして民間の事業者が一緒になって、福祉の一層の充実に努め、住み慣れた地域で町民一人ひとりが安心して暮らせる豊かな共生福祉社会づくりをめざしてまいりたいと考えております。

この計画を着実に実行していくためには、みんなが地域に関心を持ち自発的に地域社会へ参加していくことが不可欠です。

住民の皆様の地域福祉への積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました太良町の地域福祉を考える町民委員会及び、太良町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成17年3月

太良町長 百 武 豊

第 1 部 地域福祉計画の基本的考え方

・ 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進展、そして長期化した経済不況は、太良町においても顕在化してきており、福祉サービスを必要とする高齢者や障害者、支援が必要な子育て中の家庭だけではなく、他の多くの町民の方々も生活不安や生活のしづらさを感じるが増してきています。

しかし、太良町の町民は、自然豊かな有明の海と山のまち太良町を誇りにしこれからも住み続けたいと願っており、すべての町民が安心して、その人らしい生き生きとした生活を送ることができる地域社会のありかたが今、求められています。

一方、平成 9 年以降、社会福祉基礎構造改革が始まり、社会福祉のありかたも大きく変化し、福祉サービスを必要とする人が、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができるように支援することが福祉理念として位置づけられました。

また、平成 12 年には、社会福祉基礎構造改革を踏まえて、社会福祉事業法が大幅に改正され法の名称も社会福祉法と改名されました。このなかで、地域福祉の推進がうたわれており、それを実現するため市町村は地域福祉計画の策定が求められています。

このようななか、町政の最重要施策の一つとして、「福祉のまちづくり」を掲げている太良町は、その実現を図るために、第 3 次太良町総合計画（平成 14～23 年度）を基本に置き、「太良町高齢者保健福祉計画（平成 15 年～19 年度）」「太良町障害者福祉計画（平成 13 年～17 年度）」「太良町エンゼルプラン（平成 13 年～17 年度）」を策定し、福祉の充実に努めています。しかし、これら 3 プランの福祉計画は、それぞれ別個に策定されたものであるため、（福祉サービスの利用の推進、住民参加のあり方、社会資源の開発や活用等）共通する分野における整合性や関係性が十分ではなく、その後の社会福祉をめぐる情勢も変化してきているため、見直しや修正が必要になってきています。

このような現状を踏まえて、高齢者や障害者、子育て支援など、福祉サービスを必要とする人はもちろんのこと、太良町民すべてが健康でその人らしい生活が実現できる福祉のまちづくりを推進していくために、その指針となる「太良町地域福祉計画」を策定します。

・社会福祉法による位置づけ

社会福祉法 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会福祉の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉事業の増進に資することを目的とする。

社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときはあらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1．地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2．地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3．地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

・計画の位置づけと範囲

太良町地域福祉計画は、地域住民、行政、社会福祉協議会、ボランティア事業者等が相互に協力し合い、連携して「自然のなかで共に支え合い、生き生きと暮らせる安心のまちづくり」を目指して、福祉のまちづくりを推進していくために定めるものです。

この計画は、太良町の長期基本計画である「第3次太良町総合計画」を上位計画とし、既に策定されている「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「障害者福祉計画」「エンゼルプラン」に共通する理念・目標を内包し、地域福祉法第107条に掲げられている事項を一体的に定めた計画として位置づけます。

また、太良町社会福祉協議会が策定する積極的な住民活動を中心とした民間の協働計画である「地域福祉活動計画」とは相互に連携・協働していきます。

この計画でいう地域とは、多良校区、大浦校区を含めた太良町全域とします。

・計画期間

この計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とし3年ごとに見直すものとします。

計画名	年 度											
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
太良町地域福祉計画						←	→	→	→	→	→	
第3次太良町総合計画			←	→	→	→	→	→	→	→	→	→
太良町高齢者保健福祉計画				←	→	→	→	→	→			
太良町障害者福祉計画		←	→	→	→	→						
太良町エンゼルプラン		←	→	→	→	→						
太良町次世代育成支援行動計画						←	→	→	→	→	→	←
太良町地域福祉活動計画						←	→	→	→	→	→	

第2部 太良町の現状と課題

人口・世帯

(1) 人口の推移と将来推計

平成15年4月現在における太良町の人口は、11,350人で、平成10年よりも631人減少しています。平成19年には、10,781人になると予想されています。

年齢階層別にみると、14歳以下の年少人口は、平成10年で2,055人、平成15年では、1,795人となっています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口も平成2年以降は減少を続けており、年少人口、生産年齢人口ともに今後も減少を続けていくと予想されています。

一方、高齢人口は、平成10年で、2,653人、平成15年で2,931人となっており、平成19年の推計では、3,019人となっており、今後も増加を続けていくことが予想されています。

人口の推移及び将来推計

	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	計
	(0～14歳)	(15歳～64歳)	(65歳～)	
平成10年	2,055	7,273	2,653	11,981
平成15年	1,795	6,624	2,931	11,350
平成19年	1,509	6,253	3,019	10,781

平成10、15年は住民基本台帳、平成19年は杵藤地区介護保険推計資料による。

(2) 世帯の推移と将来推計

世帯数は、平成10年で3,215世帯、平成15年で3,235世帯となっており大きな変動はありません。一世帯あたりの人員は、平成10年で3.72人が平成15年では3.50人となっています。

世帯数の推移

区分 年度	世帯数	一世帯あたり の人員
平成10年	3,215	3.72
平成15年	3,235	3.50

住民基本台帳

高齢者

太良町の高齢人口は、平成 10 年で 2,653 人、高齢化率 22.1%で、平成 15 年は、2,931 人、高齢化率 25.8%となっています。

平成 19 年推計では高齢人口 3,019 人、高齢化率 28%と年々増加していくことが予想されます。

高齢者人口と高齢化率の推移

	高齢人口	高齢化率
平成 10 年	2,653	22.1
平成 15 年	2,931	25.8
平成 19 年	3,019	28.0

障害者

(1) 身体障害者

太良町における身体障害者数は、平成 10 年で 516 名、うち重度身体障害者が 216 名(42%)で、平成 15 年度では、615 名、うち重度身体障害者は 279 名(45%)と増加しています。これは、高齢化がその要因と考えられます。

身体障害者手帳所持者

	平成 10 年	平成 15 年
1 級～2 級	216 (3)	279 (6)
3 級～6 級	300 (2)	336 (1)
合計	516 (5)	615 (7)

() は児童の内数

(2) 知的障害者

太良町における知的障害者数は、平成 10 年で 63 名、うち重度知的障害者は 35 名(56%)、平成 15 年で 67 名、うち重度知的障害者は 34 名(51%)となっており、横ばい状態となっています。

療育手帳所持者

	平成 10 年	平成 15 年
A	35 (0)	34 (3)
B	28 (3)	33 (5)
合計	63 (3)	67 (8)

() は児童の内数

(3) 精神障害者通院医療費公費負担承認患者

太良町における精神障害者は、措置入院0名、医療保護入院7名、公費負担通院治療中の障害者76人で合わせて83人となっており、増加傾向にあります。

公費負担承認患者数

平成11年	平成15年
64	76

児 童

(1) 合計特殊出生率

太良町における合計特殊出生率は、平成10年で1.85、平成15年で1.77となっており、減少傾向にはありませんが、平成12年の出生率より若干上昇しており全国や佐賀県の平均値を上回っています。

	平成10年	平成12年	平成15年
太良町	1.85	1.75	1.77
佐賀県	1.62	1.67	1.51
全 国	1.38	1.36	1.29

(2) 保育所入所児童・学童保育の推移

保育所入所児童は、平成10年で287名、平成15年で347名で、60名の増加となっています。学童保育は、平成12年度から実施されており、平成15年度で79名と利用児童数は増加しています。

	平成10年	平成12年	平成15年
保育所利用数	287 (49)	320 (54)	347 (60)
学童保育利用数	0	40	79

()は0歳～2歳児数

区域外利用数 17人

太良町での福祉サービスの提供や利用の状況

1. 高齢者保健福祉サービス

太良町における高齢化率は、平成 15 年 3 月で 25.8%に達しており、町民 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。このような状況の中、高齢者に対する保健福祉サービスの提供にあたっては、個人の尊厳と自立支援そして、住み慣れた地域や家庭で年を取るというエイジング・イン・プレイスの理念に基づいて、高齢者が家庭においてその人らしく長寿を貫くことができる体制づくりを最優先の目標として、具体的な事業を掲げ積極的に取り組んでいます。

重点課題に対する取り組み状況と目標

重点課題	具体的取り組み	取り組みの状況と今後の目標
高齢者の積極的な参加の促進	老人クラブ活動等 社会活動促進事業 助成	〔状況〕会員数は減少傾向にあります。 H13 年 1,589 名 H15 年 1,462 名 〔目標〕会員数減少に歯止めをかけ、積極的な活動支援を実施します。
	シルバー人材センター事業補助	〔状況〕会員数は横ばいだが、受託件数受託金額は増加しています。 〔目標〕高齢者の重要な就労の場として組織強化の推進を支援します。
	老人クラブ連合会が行う健康づくり事業	〔状況〕高齢者短大（H15 年 980 名） 高齢者料理教室（H15 年 450 名） 〔目標〕高齢者の生きがいと社会参加を積極的に促進していきます。
元気を保つ介護予防の促進	健康相談	〔状況〕総合健康相談、重点健康相談、介護家族健康相談等を実施しています。 〔目標〕重点健康相談を今後充実します。
	健康教育	〔状況〕個別健康教育、集団健康教育、介護家族健康教育を実施します。 〔目標〕個別の対応を強化するため、個別健康教育を充実します。
	健康診査	〔状況〕集団検診、施設検診、国保の人間ドック等組み合わせで実施。 〔目標〕歯周疾患検診、脳ドックの実施、健康評価としてコンピュータヘルスチェックを実施。 健康評価事業の実施。

重点課題	具体的取り組み	取り組みの状況と今後の目標
元気を保つ介護 予防の促進	機能訓練	〔状況〕理学療法士の指導を月2回しおさい館で実施しています。 〔目標〕地区公民館でも実施、閉じこもり、転倒予防など介護予防等を図る。
	訪問指導	〔状況〕H14年度から、歯科医師、歯科衛生士による口腔衛生指導を実施。 〔目標〕指導が必要な高齢者、家族への訪問指導の実施在宅介護支援センターやケアマネジャー等との連携強化。
	生きがい対応型デイサービス事業	〔状況〕介護保険対象外の高齢者に給食、入浴、ADL訓練等を実施。 〔目標〕介護予防のサービスとして、高齢者の自立した生活を促進します。
安心して暮らせる 生活支援サービスの 充実	食の自立支援事業	〔状況〕回数は週5回（月～金）昼食・夕食の2回利用希望が多く増加傾向。 〔目標〕事業内容を見直し、ニーズに応じたサービスの実施。
	外出支援事業	〔状況〕生きがいデイや車椅子利用者の病院等への移送サービス、H15年度17,457名。 〔目標〕高齢者等の閉じこもり防止や社会参加の促進を図る。
	軽度生活援助事業	〔状況〕一人暮らしの高齢者に、食材の確保、掃除など軽度の家事援助を行う。 〔目標〕自立した在宅生活ができるよう援助を継続します。
	生活管理指導員派遣事業	〔状況〕社会適応が困難な高齢者に、ヘルパー等を派遣し家事や人間関係の調整等の支援を実施しています。 〔目標〕自立した在宅生活ができるよう援助を継続します。

安心して暮らせる生活支援サービスの充実	生活管理指導 短期宿泊事業	〔状況〕社会適応が困難な高齢者に、特養ホームや老人保健施設を一時的に宿泊等の利用を実施します。 〔目標〕事業の見直しを図り、ニーズに合致したサービスを提供します。
	緊急通報装置 貸与事業	〔状況〕身に付けられる通報装置を貸与し、急病などの緊急時に迅速な対応を図っています。 〔目標〕H15年度から、町で管理し独居老人連絡員と協力して事業の実施を図ります。
	在宅高齢者 住宅改良事業	〔状況〕要介護高齢者の居住する住宅の改良費用を補助しています。H15年度15件2,001千円。 〔目標〕介護保険の住宅改修事業と連携しながら事業の実施を図ります。
認知症性高齢者施策の推進	地域福祉権利擁護事業	〔状況〕認知症性高齢者の福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理等を行い在宅生活を支援します。 〔目標〕認知症性高齢者の地域生活が維持できるように支援していきます。
支えあう地域ケア体制の構築	在宅介護支援センター	〔状況〕基幹型1(社協)地域型2(光風荘・ふるさとの森)H15年度相談件数2,749件。 〔目標〕民生委員等との連携強化、各種関係機関と連絡・調整を図って事業を推進します。
	家族介護者交流事業	〔状況〕介護者連絡会を設置し、月1回の情報交換会宿泊・日帰り旅行を年2回実施しています。 〔目標〕周知を図り、相談の場として、また、介護疲れの予防として充実させていきます。
	愛の一声運動推進事業	〔状況〕地域住民の方が独居老人協力員として活動H15年度協力員数95人。 〔目標〕一人暮らしや高齢者世帯の増加予想されるため、事業の充実を図ります。
	ふれあいシルバホームヘルプ事業	〔状況〕老人クラブ会員が訪問員として、相談手や軽易な家事援助を実施。H15年度2,245件。 〔目標〕他のボランティアとの連絡調整をし、高齢者ネットワーク作りの一環として事業を実施します。

老人福祉施設 サービスの充実	養護老人ホーム	〔状況〕平成15年1月で、利用者数23名 〔目標〕太良町に施設はありませんが、杵藤圏域等で広域的な利用を進めていきます。
	太良町総合福祉保健センター (しおさい館)	〔状況〕福祉と保健の総合施設としてサービスの主要事業をこの施設で実施しています。 〔目標〕福祉・保健サービス等の主要事業の充実を図るとともに、ふれあいの場として利用を推進します。

2. 障害者保健福祉サービス

太良町の障害者等の状況は、平成15年4月現在、身体障害者615人、知的障害者67人、精神障害者78人、難病患者4人で計764人、となっています。

障害者に対する保健福祉サービスの提供にあたっては、障害者が地域社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できるとともに、いきいきと暮らせるまちづくりを目指して、平成13年3月に障害者福祉計画を策定し、具体的サービスの目標量を定めて福祉の充実を図っています。

このようななか、平成15年4月より、身体障害者及び知的障害者の在宅サービス及び施設サービスが支援費制度という新しいしくみに移行しました。支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。

太良町においては、障害者にとって必要な支援費制度や障害者福祉サービスを積極的に活用し、制度では補えない部分については住民参加のボランティア活動の推進を図り、障害者の暮らしやすい福祉のまちづくりを創造していきます。

また、平成16年6月には、障害者基本法の一部改正が施行され、基本理念として、障害者に対して障害を理由として、差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨の規定がなされました。

太良町では、これを受けて、町民への基本理念を踏まえて障害者理解に対する啓発・広報活動を推進するとともに、生活の実態等についての検証も実施していきます。

(1) 基本計画に対する取り組み

重点施策	取り組み状況	今後の目標
<p>こころのバリアフリーの実現</p> <p>交流・理解</p>	<p>啓発・広報活動を推進するため、町報たら、社協たより心の活用、インターネットやケーブルテレビによる広報・啓発を図っています。</p> <p>交流機会の拡充を図るため、福祉ふれあい祭り開催による、住民との交流機会の拡充、町民イベント参加促進を配慮。</p> <p>道越環境広場の障害者用トイレの設置や、体育館前に、障害者用駐車場の設置を行っています。</p>	<p>こころのバリアフリーとノーマライゼーションの実現のために、広報や交流イベントなどを通じて啓発活動、子どもの頃からの福祉教育、ボランティア活動への町民の参加促進など、継続した活動を実施していきます。</p>
<p>疾病の予防と生活の自立支援</p> <p>保健・医療・福祉</p>	<p>医療・リハビリテーションの充実を図るため、平成 14 年 9 月より、精神疾患の早期発見や障害者の社会復帰促進など、地域で快適な生活を送るための精神保健福祉相談を実施しています。</p> <p>難病医療相談をしおさい館で実施しており、杵藤保健所で行う申請手続き等の援助や難病患者や家族の集いを行っています。</p>	<p>疾病の予防や早期発見に努めるとともに、障害があっても地域で健康で自立した生活が送れるよう、乳幼児期から高齢期まで一貫した身体機能の維持・回復のための保健・医療・福祉など関係機関が連携し、さらに民間事業者・町民の参加により、総合的な障害者福祉サービスの提供に努めていきます。</p>
<p>社会的自立への支援</p> <p>教育・就労</p>	<p>H.14～H.16 年度において多良小学校に学習障害児補助員を設置。施設整備として、学校のトイレを和式から洋式へ改修しています。</p> <p>障害者雇用の促進。町役場の障害者雇用率は、2.61%。</p> <p>雇用促進として行なわれている事業を広報・啓発します。</p>	<p>障害者（児）一人ひとりの個性を尊重し、障害に応じた療育・教育を受け可能性を最大限伸ばし、自己実現できる障害者（児）教育と成長に従って一貫した療育や訓練、教育、進路指導、職業訓練、就労などの指導・支援体制を推進します。</p>

<p>福祉のまちづくりの 推進 生活環境</p>	<p>福祉のまちづくりを推進するために、障害者の外出支援を促進するためのまちづくり点検調査を社協事業として実施。西九州大学生、住民ボランティア、障害者が協力して町内を歩き、改良すべき点や手助けが必要な場所などを調査しました。</p> <p>移動手段の確保として、福祉タクシー利用助成者の対象を、下肢障害、視覚障害の1・2級、療育手帳Aの所持者に加えて、内部障害者の外出・移動の支援を行っています。また、車椅子使用者の通院・通所や社会参加の促進のため、移送車両による送迎サービスをH15年度から実施しています。</p>	<p>車椅子で移動できる歩道やスロップ、障害者用トイレの設置など、障害者が自立して生活し、積極的に地域社会に参加していくために、公共施設や公共交通機関等の整備を推進し、障害者が暮らしやすい住宅づくりや、安全な暮らしの確保により、障害者をはじめ、すべての住民が快適に生活できるバリアフリーのまちづくりを進めていきます</p>
<p>こころ豊かな まちづくりの推進</p>	<p>生涯学習・文化・芸術活動等への参加促進を図るため、自然休養村入口のスロープ設置や体育館入り口近くに障害者用駐車場の設置を整備しています。また、移動支援としてマイクロバスの提供や、発表などの場所の確保を図り、文化・芸術活動等の支援を推進しています。</p>	<p>公民館や図書館、スポーツ・レクリエーション施設などのバリアフリー化とともに、生涯学習活動や文化・芸術活動、スポーツレクリエーション活動への参加促進やボランティアの支援体制づくりなど、活動を支援して行きます。</p>

(2) 障害者福祉サービスの目標量に対する取り組み状況
在宅福祉サービス

サービス内容	取り組み状況	17年度目標量
ホームヘルプサービス	太良町社会福祉協議会に業務を委託し、事業の推進を図っています。平成16年4月現在3名の利用があります。平成14年7月より、精神障害者に対するサービスも含めて、事業の充実を図っています。	身障・知的・精神 合計3名
デイサービス	特別養護老人ホーム光風荘、老人保健施設ふるさとの森の2箇所に事業を委託しています。 利用者数3名	委託事業所数 2箇所
ショートステイ	障害者の介助をしている人が一時的に介助することが困難になったときに、短期間(1週間程度)施設で受け入れるサービスで、特別養護老人ホーム光風荘に事業を委託しています。	ベット数 1床
グループホーム (知的障害者)	圏域内では塩田町に2箇所(定員5名)山内町に1箇所(定員4名)あります。太良町出身の方が1名鳥栖市のグループホームを利用されています。	定員数 14名
グループホーム (精神障害者)	圏域内では、白石町に1箇所(定員6名)ありますが、平成16年4月現在での利用はありません。	圏域内施設数 1箇所
療育等支援施設事業	圏域内では、山内町の知的障害児施設くろかみ学園にて実施されており、利用者は1名です。	圏域内施設数 1箇所
児童デイサービス事業	太良町には、当該施設はありません。圏域内では、鹿島市の事業として、すこやか教室が実施されており、太良町からの利用者は3名です。	圏域内施設数 1箇所
精神障害者社会適応 訓練事業	杵藤保健所により事業が実施されています。保健所が委託契約した事業所は圏域内で21箇所ありますが、太良町においては事業所登録はありません。	圏域内施設数 1箇所

サービス内容	取り組み状況	17年度目標量
精神科デイケア施設 (デイサービス)	杵藤保健所により、事業が実施されています。 また、圏域内の精神科病院(嬉野温泉病院・園田病院・白石保養院)においても実施されています。	圏域内施設数 3箇所
市町村障害者生活支援事業	太良町には当該施設はありません。県内では2箇所の身体障害者療護施設(佐賀市・伊万里市)において事業が実施されています。	圏域内施設数 1箇所

施設福祉サービス

サービス内容	取り組み状況	17年度目標量
授産施設 (身体・知的通所)	太良町には、身体障害者授産施設サンウッド作業所及び知的障害者授産施設太良岳作業所があります。利用者数は身障12名、知的8名となっています。	圏域身障2箇所 圏域知的1箇所
授産施設 (精神障害者)	太良町には当該施設はありません。圏域内では嬉野町に1箇所あり、利用者はありません。	圏域内施設数 1箇所
小規模作業所 (身体・知的障害)	太良町には当該施設はありません。圏域内には、身体障害者3箇所、知的障害者1箇所となっています。	圏域内 4箇所
小規模作業所 (精神障害)	太良町には当該施設はありません。圏域内には、鹿島市に1箇所(定員15名)があります。	圏域内 1箇所
精神障害者生活 訓練施設(援護寮)	圏域内に1箇所嬉野町にあります。利用者はありません。	圏域内 1箇所
身体障害者 療護施設	圏域内には、鹿島市に1箇所、鹿島療育園があります。利用者数は2名です。	圏域内 1箇所
知的障害者 更生施設	圏域内には2箇所(山内町・塩田町)あります。利用者数は7名です。	圏域内 2箇所

利用者数は平成16年4月1日現在のものです

3．児童育成計画（太良町エンゼルプラン）

太良町における0～14歳の年少人口は、平成10年で2,005人、平成15年で1,754人と減少傾向が続いています。

児童の健全育成に関する福祉施策の実施にあたっては、「子どもたちを、子ども時代を誇りに思えるまち」を目指して、平成13年3月に太良町エンゼルプランを策定し、具体的な取り組みや方向性を明記して児童福祉の充実を図っています。

また、太良町の恵まれた自然を十分に生かし、町民みんなが支えあいながら21世紀をはばたく子どもたちを育てていきたいと思えます。

このような中、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、平成17年度からの市町村における子育て支援行動計画の策定、民間企業や役場における行動計画の策定等が求められています。

太良町では、これを受けて、既に策定している太良町エンゼルプランの施策を踏まえて、子育て支援行動計画の策定に積極的に取り組んでいきます。

基本目標	基本施策	取り組みと具体的内容
生きる力 育てるまち	生きる力を育てる 教育の推進	学校教育の充実を図るため、平成14年度より、中高一環教育を行い、小中学校の連携も強化しています。小学校では、平成13年度より、ALTの授業を実施しており、パソコン授業では、小中学校ともに一人1台保有しています。
	多様な体験活動の 促進	体験教育・体験保育の推進を図るため、小中学生により生態系水質調査、老人ホーム体験学習、職場体験を実施。町民福祉課の事業として、子ども文化ふれあい事業（子ども劇場の実施）、公民館の事業として、親子つり大会、クリスマスフェスタ、映画会等実施しています。 地域活動の促進として、公民館でリーダー研修の実施、子どもクラブ単位でカン拾いを実施しています スポーツ活動の促進として、公民館でスポーツ教室各種大会、ヨット・カヌー等のマリンスポーツ、指導者講習会、異種クラブ交流等を実施しています。

<p>生きる力 育てるまち</p>	<p>子どもの権利 意見の尊重</p>	<p>子どもの権利・意見を尊重するまちづくりとして児童相談所や福祉事務所と連携し、子どもの人権に関わる相談体制の充実を図っていきます。また公民館では、青少年町民会議で講演会の実施、健全育成のチラシ配布等を実施しています。 児童虐待防止と早期対応として、福祉・保健・教育機関・民生委員等が連携し、随時相談に対応、研修会等に参加し、虐待防止の研究に努めます。 健康増進課の「ひよこクラブ」では、乳児相談や親同士の交流の場を提供するなどして、虐待の未然防止に努めています。</p>
<p>みんなで子育て するまち</p>	<p>男女共同参画の 促進</p>	<p>男性の子育てへの参加の促進を図るため、町民福祉課では、子育て講演会、父子工作教室、禁煙教室、父親料理教室等を各保育所で実施しています。健康増進課では、パパママスクールで父子手帳を交付、教育講演会、幼児と親の家庭教育学級を実施、学校教育でも、保健、家庭科等のなかで取り組んでいます。また、社会全体の男女共同参画の促進として、中学3年生を対象に、思春期体験教室を実施しています。</p>
	<p>地域の子育て力の 向上</p>	<p>町民の関心を喚起するため、学校教育で、道徳の時間に命の尊さを学び、将来の子育てへ繋げてます。公民館事業として、しめ縄・門松作りを実施して祖父母の育児参加、世代間交流を推進しています。地域子育て機能の強化として、完全学校週5日制に対応し、事業をなるべく土日に実施、H15から子育て相互支援事業を実施しています。</p>
<p>子育て家庭が 支えられるまち</p>	<p>情報提供・相談の 充実と交流の促進</p>	<p>情報提供体制の充実を図るため、健康カレンダーを毎年発行し、子育て情報誌・パンフレット等を役場・公民館・支所等で常時配置しています。相談体制を充実させるため、心配事相談（随時）パパママスクール（年2回）・マタニティスクール（3月に1回）・療育相談（年4回）実施していま</p>

基本目標	基本施策	取り組みと具体的内容
子育て家庭が 支えられるまち	情報提供・相談の 充実と交流の促 進	す。母子健康・児童虐待に関する相談体制強化のため、担当職員及び母子推進委員・民生委員の研修を実施しています。 子育て交流の促進として、ひよこクラブ、マタニティスクール、家庭教育学級（保育所等で開催）を実施しています。
	健康づくりの 促進	保健サービスの充実を図るため、母子健康手帳の交付・啓発冊子の配布、子育て講演会、母子保健推進員による出生後の家庭訪問、手帳交付時の歯科保健指導の実施、予防接種に関する知識の普及・啓発・接種率の維持向上のための広報、個人通知の徹底、小児生活習慣病等の予防のための講座等を実施しています。 医療サービスの充実として、周産期医療、小児医療救急医療の体制強化を図っています。
	障害児への支援 の充実	療育体制の強化として、保健所と連携をとり、年4回の県巡回相談の実施、鹿島市の児童デイサービス事業への参加。 障害児の保育・教育の充実として、障害児保育2名を実施（平成14年度）小学校低学年を対象とした学習障害児等補助員を配置、金立養護学校への通学者に対する支援（年額78,000円）をしています。 障害児（者）福祉サービスの充実として、重度心身障害児等医療費助成事業の実施、特別児童扶養手当の給付、障害児福祉手当、心身障害児扶養共済制度日常生活用具の給付、すこやか教室への支援等を実施しています。
	ひとり親家庭へ の支援の強化	ひとり親家庭への支援の強化として、母子福祉資金貸付の実施、児童扶養手当給付、母子家庭等医療費助成等の実施。保育所、放課後児童健全育成事業の充実、自立促進講習会、就労促進相談会、母子家庭父子家庭の交流会等を実施しています。
	経済的負担の 軽減	保育料等の負担の軽減を図るため、保育料は、基準から減額（2人目半額、3人目1/10）幼稚園の利用

基本目標	基本施策	取り組みと具体的内容
子育て家庭が支えられるまち	経済的負担の軽減	は、幼稚園就園奨励費補助及び2人以上の入園の利用料減免を実施しています。 各種手当の強化として、利用促進のための、町広報への掲載、各戸配布を実施しています。
	多様な保育サービス	多様なニーズに対応した保育の充実として、低年齢児(0~2歳未満)保育を全保育所で実施(H15年度受入61人)、延長保育の実施(3ヶ所)、一時保育サービス(2ヶ所)の実施、小学校の空き教室での放課後児童健全育成事業の実施(平成15年度93名)等を行っています。 保育内容の向上として、保育士の県主催研修会への参加、小学校新入生の保育所と学校の交流会実施、地域の老人福祉施設との交流を実施しています。
	放課後児童対策の充実	放課後児童対策の充実として、平日は指導員2名配置、春休み・冬休み及び土曜日(午前中)の開設、夏休みは竹の子の里(小学校低学年)を実施しています。
	子育てしやすい就労環境の整備	働き続けるための労働環境の整備促進として、子どもの予防接種を出稼ぎの場合、住居地でなくても実施できる。平成15年度より、子育て相互支援事業を実施
子どもがのびのび育つまち	子どもや子育てにやさしい生活環境の整備	子どもや子育てにやさしいまちづくりの推進として、太良町役場、しおさい館が子育てハートフル施設に指定、子育て支援施設としての整備を推進しています。安心・安全なまちづくりとして、チャイルドシートの購入補助(1/2)を実施、防犯灯の設置・修理等を防犯協会と連携して実施しています。
	一生懸命遊べる場の確保	屋外の遊びの場の充実として、海辺体験の場として白浜海水浴場の整備、中山キャンプ場での広場を増設、遊歩道の整備、テニスコート、野球場など屋外施設の活用促進。屋内の遊び場の充実として、しおさい館の自由利用の実施、図書館でのおはなし会等を実施、温水プール、B&G 体育館、武道館、勤労者体育館等の整備を進めていきます。

地域福祉活動、社会資源の現状

1. 太良町社会福祉協議会の活動（略して太良町社協とといいます）

太良町社協は、昭和37年に在宅サービスを図るための組織として設立され、昭和55年には社会福祉法人の認可を受け、積極的に地域福祉活動を推進しています。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを活動理念として掲げ、ボランティア活動や住民参加型福祉活動、介護保険事業、町からの委託事業等幅広い事業を展開しています。

【主な事業】

(1) 老人福祉事業

- ・ 生きがいデイサービス事業（委託事業）
- ・ 基幹型在宅介護支援センター（委託事業）
- ・ 訪問介護事業（介護保険事業）
- ・ 家族介護交流事業（委託事業）
- ・ 一人暮らし高齢者クリスマス会（自主事業）
- ・ シルバー人材センター運営（自主事業）
- ・ ふれあいサロン（自主事業）

(2) 障害者福祉事業

- ・ 身体障害者家庭奉仕員派遣事業（委託事業）
- ・ 福祉器具貸し出し事業（自主事業）
- ・ 身体障害者居宅介護等事業（支援費事業）
- ・ 知的障害者居宅介護等事業（支援費事業）
- ・ 障害者ふれあい研修（自主事業）
- ・ なろう会・・・脳血管障害者の集い・・・（自主事業）
- ・ 移送サービス（委託事業）

(3) 児童福祉事業

- ・ 竹の子の里（自主事業）
- ・ 子育て相互支援事業（委託事業）
- ・ 福祉体験学習（自主事業）

(4) 福祉教育の推進

- ・ 福祉ふれあい祭りの開催（自主事業）
- ・ ボランティアセンター事業（自主事業）

(5) 各種貸付事業

- ・ 福祉資金貸付
- ・ 高額療養費貸付
- ・ 生活福祉資金（県）貸付

(6) その他の事業

- ・ 地域福祉権利擁護事業
- ・ 年末特別相談会
- ・ 社協だより発行
- ・ 各種募金活動
- ・ 福祉バス運行

2 . 民生委員・児童委員の活動

太良町では29人の民生・児童委員（主任児童委員2名を含む）が佐賀県知事の推薦を受け、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動を行っています。主な職務は、地域住民からの相談に応じ、その生活実態を把握して必要な福祉サービスの情報提供やサービスとの結びつけ、福祉関係機関への協力や連携を図るなど多方面にわたっています。

また、主任児童指導員は、民生委員と連携して児童の健全育成、子育て支援、虐待への対応等の活動を行っています。

【活動実績】

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ・ 安否確認のための訪問 | ・ 資金貸付相談 |
| ・ 小地域ネットワーク活動 | ・ 子育て支援 |
| ・ サロン活動 | ・ 調査活動 |
| ・ 相談助言 | ・ 施設、団体、公的機関との
連絡等 |

3 . 福祉協力員の活動

福祉協力員は町内全地域に配置されており、民生委員と連携を図りながら地域福祉活動を行っています。おもなものとして、ネットワーク事業、ふれあいいいきいきサロンの運営、ボランティア活動等があります。

地域の問題点を察知し、社協と民生児童委員協議会、行政等と話し合いをしながら解決していく活動者として位置づけられています。

4. ボランティアの活動状況

太良町においては、ボランティア活動を積極的に推進していくために、太良町社協のボランティアセンターが登録、斡旋、情報提供、機会の提供等を行っています。平成16年3月末現在で、登録団体7、グループ31、個人活動者8人、となっています。ボランティアの登録者数は、平成13年度で626人(のべ人員)、平成15年度で709人と増加傾向にあります。

太良町で活動しているボランティアグループ一覧(平成16年度)

NO	グループ名	活動内容	代表者	登録	人員
1	太良町区長会	社協事業での活動・イベントへの参加協力	若芝栄之輔	S.56	55
2	民生児童委員協議会	地域での声かけ・社協事業での活動	菅原 貞春	S.56	29
3	大浦地域婦人会	各種イベントへの参加協力、施設訪問など	荒木 正子	S.56	44
4	多良地域婦人会	各種イベントへの参加協力、施設訪問など	井本 麻枝	S.56	20
5	老人クラブ連合会	友愛活動、清掃活動、社協事業での活動	高田 繁喜	S.56	30
6	身体障害者福祉協会	社協事業での活動	中村 康夫	S.56	8
7	社会福祉協議会	各種イベントへの参加・協力	岩田 澄子	S.56	13
8	むつみ会	各種イベントへの参加協力、施設訪問など	山田 佳子	S.56	13
9	セブン会	各種イベントへの参加協力、施設訪問など	恵崎サヨ子	S.56	11
10	さざなみ会	各種イベントへの参加協力、施設訪問など	石島スギエ	H.3	15
11	コスモス会	各種イベントへの参加協力、施設訪問など	中町 文代	H.5	22
12	食生活改善推進協議会	各種イベントへの参加・協力など	木下 徳代	S.61	23
13	朗読ボランティア	町報「たら」の録音テープ作成、配布	古賀ツタ子	H.6	11
14	手話ボランティア	小・中・高での手話指導、施設での活動	大串 洋徳	H.6	19
15	点字ボランティア	点字指導	宮崎 治男	H.6	1
16	役場ボランティア	社協事業での活動など	新宮善一郎	H.6	6
17	町議会議員ボランティア	社協事業での活動など	末次 利男	H.6	16
18	書き方ボランティア	町内行事での看板等浄書、社協での活動	田口 靖	H.6	5
19	舞踊愛好会	施設での活動、社協事業での活動	三原 民子	H.7	6
20	竹崎かに	施設での活動、社協事業での活動	岡田 幸枝	H.8	8
21	個人ボランティア	図書館、中央公民館等での生け花活動	井本麻枝外		8
22	太良町友志会	イベントへの参加協力、研修会・講習会	下平 力人	H.8	20
23	ふれあい寺子屋	イベントへの参加協力、福祉機関への協力	中町 正時	H.8	17
24	絵手紙ボランティア	独居老人への絵手紙発送	井崎千春子	H.10	24
25	大正琴花みずき	施設での活動、社協事業での活動	安部けい子	H.11	26

26	ゆりかごの会	社協事業での活動など	中原カズ子	H.11	25
27	シルバー人材センター	公共施設の草刈、剪定、社協での活動	高田 繁喜	H.12	49
28	白鳩会	イベントへの参加協力、募金活動など	宮崎 昌宜	H.12	18
29	華扇会	イベントへの参加協力、施設での活動	江藤 晃子	H.12	9
30	こもれびの会	イベントへの参加協力、福祉機関への協力	池田 千鶴	H.12	15
31	太陽グループ	施設での活動	平野 妙子	H.12	10
32	おおぞらの会	社協事業での活動	梅崎 君江	H.13	24
33	布の会	雑巾や布のおもちゃ等を児童施設へ	広口 チヅ子	H.13	13
34	ちぎり絵すみれ会	社協事業での手伝い	中野 サダ	H.13	13
35	ローズ会	社協事業での手伝い	田古里愛子	H.13	26
36	チャイルドたら	子育て支援活動	待永るい子	H.15	25
37	ビデオ部会	福祉機関への協力・イベント等ビデオ撮影	栗山 英次	H.15	5
38	学校出前ボランティア	総合学習指導	岩永 敏子	H.15	6
39	大正琴友喜会	社協事業での活動・施設活動	西岡 光子	H.15	7
40	個人				
					695

5 . 社会資源（保健・医療・福祉等のサービス資源）

	多良校区	大浦校区
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム光風荘 ・ 介護老人保健施設ふるさとの森 ・ 太良町老人福祉センター ・ 光風荘在宅介護支援センター ・ 太良町基幹型在宅介護支援センター ・ グループホームたらの里 ・ 太良町シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさとの森在宅介護支援センター
障害者福祉		<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者授産施設サンウッド作業所 ・ 知的障害者授産施設多良岳作業所
児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ いふく保育園 ・ 多良保育園 ・ 伊福児童館 ・ 油津児童館 ・ 多良児童クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松涛保育園 ・ 大浦幼稚園 ・ 大浦児童館 ・ 大浦児童クラブ
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町立太良病院 ・ 榊医院 ・ 田代医院 ・ 西部歯科医院 ・ 西野歯科医院 ・ 訪問介護ステーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緒方医院 ・ 中嶋医院 ・ 吉原歯科医院
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ しおさい館 ・ 健康広場 ・ 中央公民館 ・ 多良小学校 ・ 多良中学校 ・ 太良高等学校 ・ 地区公民館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大浦保健センター ・ 大浦公民館 ・ 道越環境広場 ・ 大浦小学校 ・ 大浦中学校 ・ 地区公民館

実態調査等からみた地域の福祉ニーズと課題

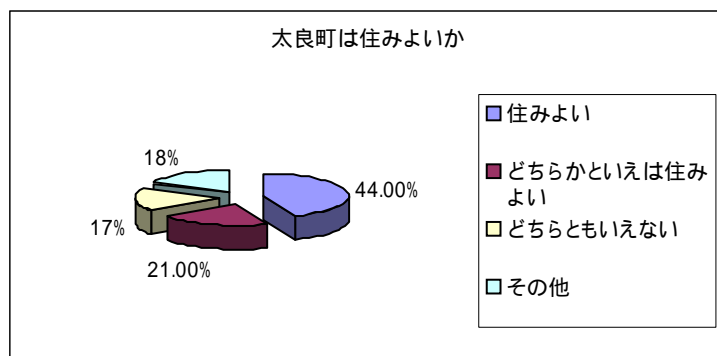
1. 町民福祉意識調査

- ・ 実施時期：平成 14 年 10 月 24 日
- ・ 調査対象：20 歳以上の町内に在住する太良町民
- ・ 調査方法：郵送調査
- ・ 配布数：1,108 名
- ・ 回収数：511 名（回収率：46.1%）

（1）太良町は、総合的にみて住みよい町

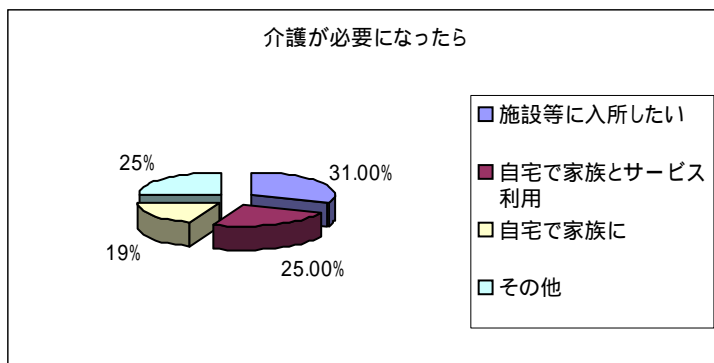
平成 14 年 10 月に太良町社協が実施した町民福祉意識調査では、「現在の太良町は、総合的にみて住みよいところですか」について聞いたところ、「住みよい」が最も高く 43.8%で、次いで「どちらかと言えれば住みよい」が 20.7%、「どちらかともいえない」が 17.2%となっていました。

年齢階層別にみると、年齢が上がるにつれて「住みよい」と答える方が多く、年齢が下がるにつれて「どちらかといえば住みにくい」と回答される傾向にあります。また、理由として、住みよいと回答した方は自然に囲まれているところが住みよい、住みにくいと回答した方は交通の便が悪いなどがありました。



（2）介護が必要になっても、自宅での生活がしたい

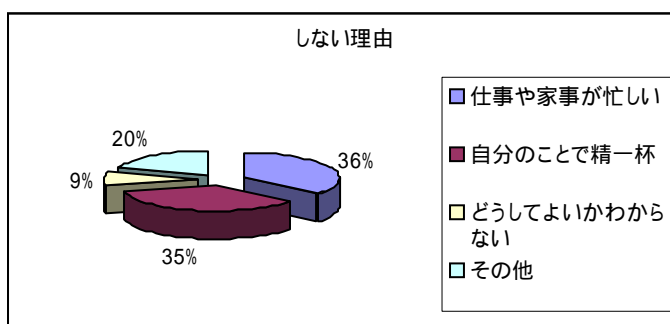
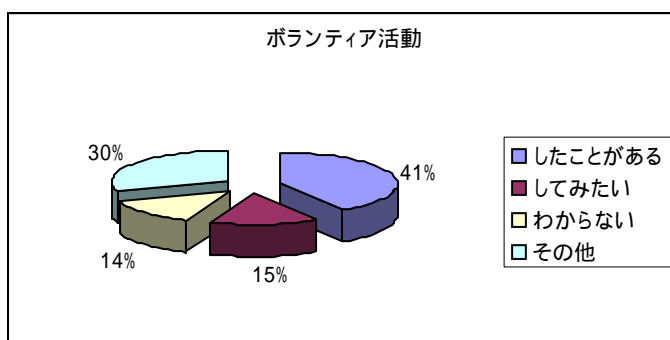
「あなたがもしも、介護が必要になったと仮定して、どのような介護を望まれますか」と尋ねたところ、「施設等に入所したい」が 30.7%、「自宅で福祉サービスを利用し、足りないところを家族で」が 24.9%、「自宅で家族にみてもらいたい」が 19%となっています。一見施設利用の希望が多いようですが、家族や福祉サービスを利用しながら自宅で生活がしたいと答えた方が 43.9%と最も多く、住み慣れた地域の中で生活することを望まれていることがわかります。



(3) ボランティア活動への意識は高い

「ボランティア活動をしたことがありますか」という質問で、「したことがある」が41.4%、「したことはないがしてみたい」が14.3%、となっており、「したいとは思わない」「わからない」と答えた方の理由を尋ねたところ「家事や仕事で忙しくて時間が無い」が36.4%、「自分のことで精一杯」38.4%、「どうしたらよいかわからない」9.1%となっています。

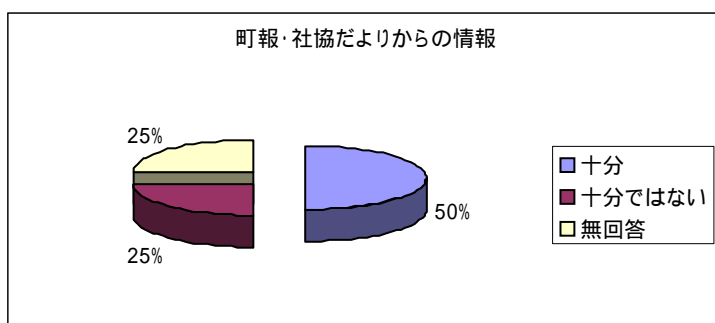
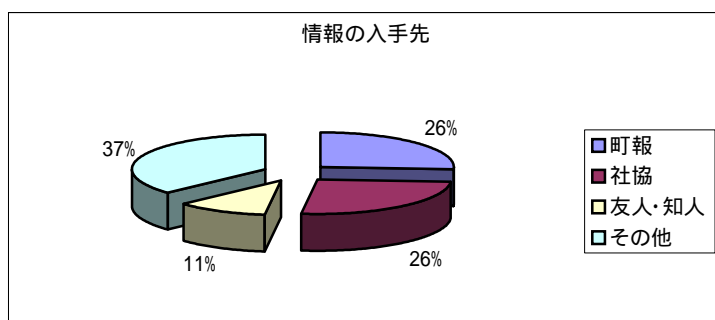
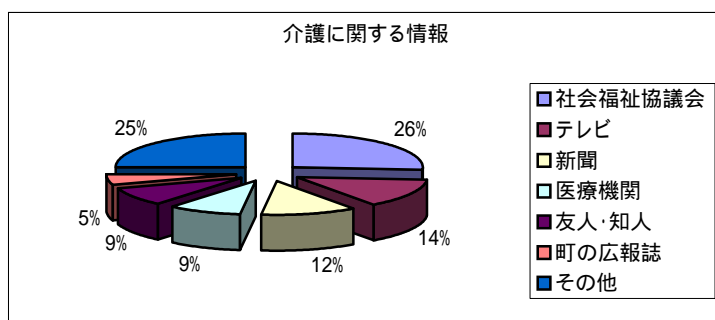
今後、参加したい活動として、「環境美化などの地域活動」が13.1%、「高齢者や障害者に対する福祉活動」8.7%、「まちづくり活動やイベント活動」4.5%、「ボランティア活動」4.3%となっています。このような地域福祉を推進する活動を希望するのは全体で、30.6%と高い関心を集めています。



2. 対象者別訪問面接調査

- ・ 実施時期：平成 14 年 9 月 18 日（水）・19 日（木）
- ・ 調査対象：高齢者のいる世帯 36 世帯
障害者のいる世帯 29 世帯
児童のいる世帯 35 世帯
- ・ 調査方法：訪問面接調査
- ・ 配布数：100 世帯
- ・ 回収数：95 名（回収率：95%）

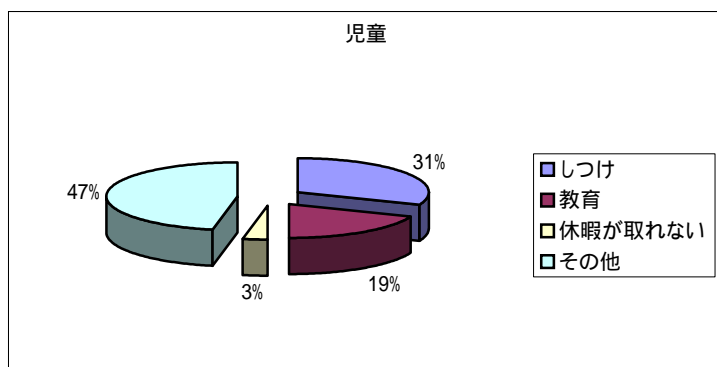
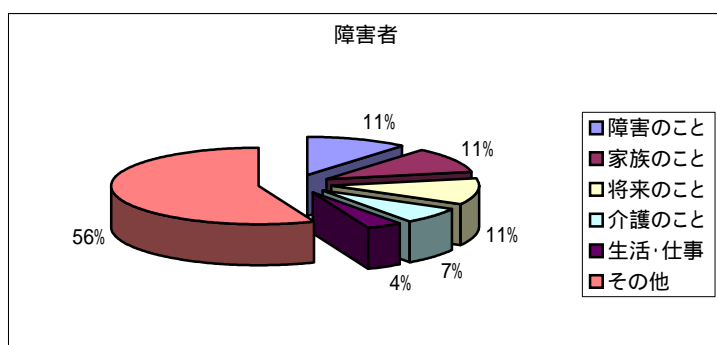
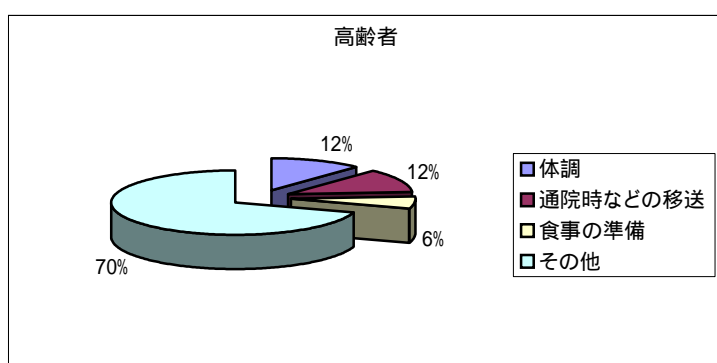
（1）福祉サービス等の情報について



福祉サービス等情報の入手方法について、高齢者の場合、口頭伝達のほうが理解しやすいという面があり、障害者や子育て中の家庭では、町や社協の広報紙等文書による情報入手がなされています。障害者の中には、集会や電話連絡等も取り入れて欲しいという要望や、横文字はわかりにくいという意見もありました。

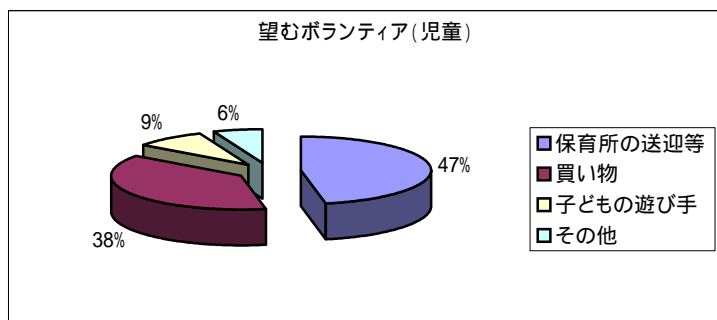
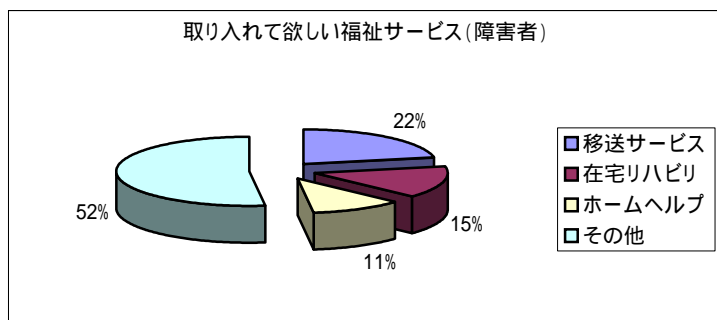
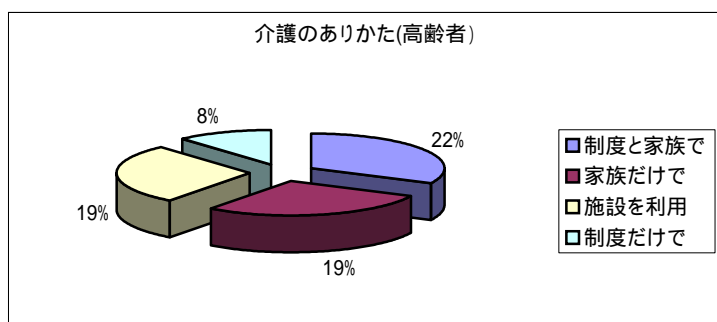
情報提供については、それぞれの特性に応じた配慮・工夫が求められます。

(2) 困っていること



地域で生活するうえで困っていることについて、高齢者の場合、体調や通院時の移送、食事の準備等があげられています。障害者の方は障害のこと、家族、将来、介護のことがあげられています。個別では病気の時の対応、住環境、ゴミ出し、買い物などがありました。子育て中の家庭では、しつけ、教育、休暇が取れないなどがあげられています。また、反抗期に対する対応、勉強が教えきれない、安全に遊ぶ場所などもありました。地域福祉を推進していくためには、このような生活する上で困っていることについて、解決・改善していくことが求められます。

(3) 取り入れて欲しいサービス

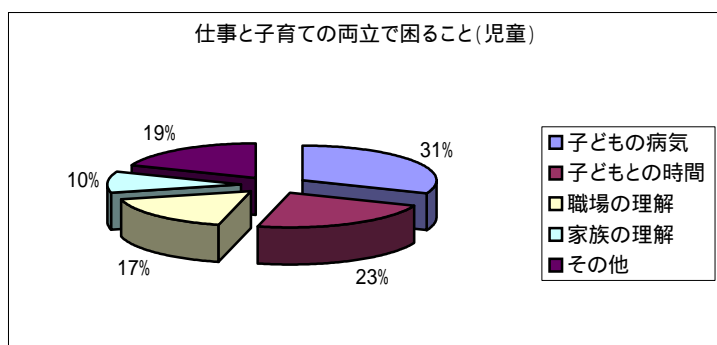
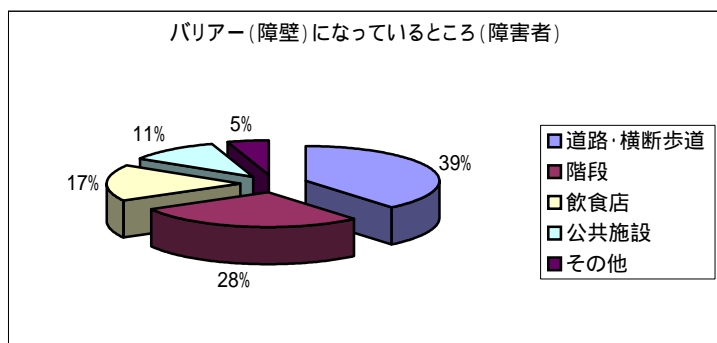
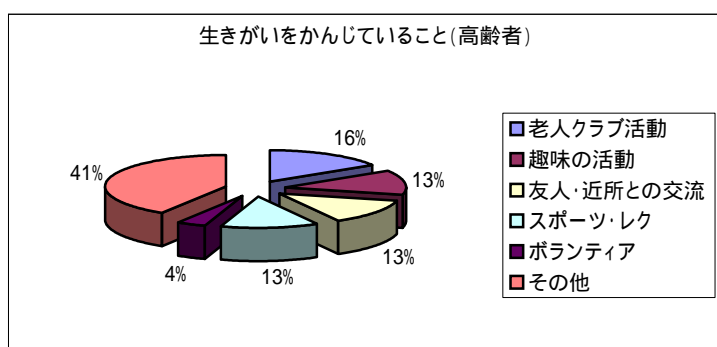


- ・坂道にガードレールを、電話、プザー
- ・ファミリーサポート事業：75%が必要
- ・点字タイルの附設

高齢者の場合、介護の受け方として、制度と家族を利用してが一番多く、家族だけでと施設を利用してが同数でした。障害者の場合、取り入れて欲しいサービスとして、移送サービス、在宅リハビリ、ホームヘルプサービスがあげられています。

子育て中の家庭では、望むサービスとして、保育所の送迎、買い物子どもの遊び相手などがありました。移送サービスは共通の求められているサービスといえます。

(4) 分野別調査



高齢者の生きがいを感じていることについて、老人クラブ活動、趣味の活動、友人・近所との交流、スポーツ・レクリエーション、ボランティアなどがあげられています。

障害者にとってバリア（障壁）になっているところとして、道路横断歩道、階段、飲食店、公共施設などがあげられています。

子育て中の家庭において、仕事と子育ての両立で困ることとしては子どもの病気、子どもとの時間、職場の理解、家族の理解などがあげられています。

分野別調査の中であげられた課題については、それぞれの個別福祉計画の中で対応されていますが、共通する課題や福祉ニーズについては、整合性や関係性を見直し、公平で効率的な運営を推進していくことが必要です。

(5) 自由意見

高 齢 者	障 害 者	児 童
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移送サービスが自宅の前まで来てくれるので助かる。 ・ 子どもたちと近所の人たちがよくしてくれる。 ・ 介護保険ができてよかった。 ・ しおさい館ができて多良・大浦校区の方と友達になれた。 ・ 太良町社協には、よくしてもらっている。 ・ 妻の面倒を看てもらえたら、外に出たい。 ・ もっと趣味をやりたい。 ・ 配食サービスの献立が病気の時に合わない。 ・ 目が不自由な人のために、道路の整備をして欲しい。 ・ 何か人に頼んだりするのは、気がひける。 ・ 一人暮らしで心細い。 ・ イベントでは、難聴者でも、理解できるように配慮して欲しい。 ・ 子どもたちもボランティアに参加して欲しい。 ・ 大浦校区の送迎サービスを増やして欲しい ・ 郵便物を出すのにポストが遠くて困る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優しくしてもらうのが一番うれしい。 ・ お互いに思いやる気持ちを小さい頃から持つのが大切。 ・ みんなと会うと楽しい話すと気分転換になる。 ・ 親しみが持てるヘルパーさんが来たらイベントへの外出もしたい。 ・ 他の町に比べたら福祉は、進んでると思う。 ・ 公共施設（役場等）のバリアフリー化をしてほしい。 ・ 道路が狭くて電動車椅子が通らない。 ・ ゴミ出し、買い物にいけない ・ 停留所に椅子がない。 ・ 車椅子の使い方や、ボランティアについて教えて欲しい。 ・ 駐車禁止除外者の登録について広く伝えて欲しい。 ・ 広報誌が届くのが遅い。 ・ 若い人への福祉教育が大切 ・ お嫁さんが欲しい。 ・ 点字タイルを整備して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チャイルドシートの補助は助かる。 ・ 竹の子の里は、子どもが興味を持てる行事が多いので子どもが喜んでいる。 ・ 週休2日制で、子どもがゆっくり過ごせる。子どもの時間が増えた。 ・ 子どもが反抗期で心配。 ・ 親の勉強会の間、子どもの面倒をみて欲しい。 ・ 近くて安全な遊び場が欲しい。 ・ もっと情報を多く提供して欲しい。悩んだ時どこに相談すればよいかなど。 ・ 竹の子の里の対象をもっと広げて欲しい。 ・ 忙しいときなど、他に子どもの面倒をみってくれる人を！ ・ 学校行事が多すぎて休みがもらえない。 ・ 子どもだけで遊んでいる時の事故が心配。 ・ 月1回の子どもクラブをもっと増やしてほしい。 ・ いじめっ子対処法の学習会を開いて欲しい。 ・ 子どもに関する情報が少ない

地域福祉の課題

太良町という地域には、どのような地域のニーズがあるのか、解決すべき課題は何かということをはっきりと明らかにしていく必要があります。今回の計画策定に当たっては、町民福祉意識調査、対象者別訪問面接調査、バリアフリー調査（福祉のまちづくり点検調査）等の調査結果を踏まえて、地域で福祉を考える会及び地域福祉計画策定委員会で論議された地域福祉の課題を整理しました。

（１）地域での福祉ニーズの把握と社会資源の活用

- ・ 地域における福祉ニーズや課題を把握するための計画的・定期的なニーズ調査の実施、地域での住民活動からの情報収集、福祉サービス提供事業者や当事者団体、関係機関との連携が必要である。
- ・ 社会資源に関する情報や知識が地域住民や福祉関係者、団体などで共有されていないことが課題である。
- ・ 子どもから高齢者まで、誰もがわかりやすい社会資源マップがあったらいいのではないだろうか。

（２）福祉サービスの情報提供と相談体制

- ・ 地域生活の中で生活のしづらさが生じた場合、解決していくための必要な福祉サービスやボランティア活動、助け合い活動などについての情報が適切に得られるような体制を整備しておくことが必要である。
- ・ 高齢者・障害者・児童などの制度をまたいだ総合相談窓口があったら困った場合助かると思う。
- ・ 高齢者・障害者・子育て中の各世代では、情報入手の方法が違うので、その特性に応じた情報提供の方法を配慮していくことが必要である。

（３）ネットワークの構築

- ・ 小地域（地区単位）の中での生活問題について、定例的に情報交換や問題解決のための話し合いを行うなどの活動するネットワーク作りが必要。
- ・ 福祉問題だけでなく、災害等緊急時にも対応できるネットワークにすることが大切である。
- ・ ネットワーク活動の中で生じてきた問題について、解決が困難な場

合は、町や太良町社協と連携したり、ケアマネジメントの活用が必要になるのでその体制づくりを整備することが必要である。

(4) 福祉サービスの利用援助（権利擁護）

- ・ 高齢者や障害者の中には、自己の判断でサービスを選択したり、契約を結んだりすることが難しい利用者もいるので、そのような方々への支援策が必要である。
- ・ 福祉サービスの利用者がサービスについての苦情を言いにくいこともあるので、要望の段階で自由に言える環境整備や・啓発活動をしたらよいのではないか。
- ・ 地域福祉権利擁護事業だけでは対応が困難な場合が多いので、成年後見制度について利用促進を図る必要があるのではないか。

(5) 福祉のまちづくりの推進

- ・ 地域福祉を推進していくためには、NPO やボランティア活動等の住民参加活動をどのように進めていくのか、また、そのための人材育成をどう進めていくかが課題である。
- ・ 地域で自立した生活を送るために必要な公的サービスに加えて、民間のサービスも重要になり、有料でも利用できる制度や支援体制を整えることが必要となる。
- ・ 誰もが安心して暮らせるための条件として、バリアフリーを進めていくことが必要だ。また、町民自身がバリアを作らない意識を持つことも大切ではないだろうか。
- ・ 福祉サービスを利用する人に共通している問題の一つに、移送問題がある。この問題を町民一体となり、解決する取り組みを進めていくことが、福祉のまちづくりの第一歩となるのではないだろうか。

第 3 部 地域福祉推進の方策と目標量の設定

・ 地域福祉の理念

(1) 既存プランの理念

第 3 次太良町総合計画 2002～2011

「自然が生きる・人が生きる輝きとぬくもりの町」～太良町きらり！～
視点を共生・交流・創造としている

太良町高齢者保健福祉計画 2003～2007

「高齢者の個人の尊厳、自立支援及びエイジング・イン・プレイスの理念に基づいて高齢者が家庭において人として長寿を貫くことができる体制づくり」

太良町障害者福祉計画 2001～2005

「障害者が地域社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できると共に、生き生きと暮らせるまちづくりを目指す」

「ほほえみネットプランー誰もがきらめくまち・太良町」

太良町エンゼルプラン 2001～2005

「子どもたちを、子ども時代を誇りに思えるまち・太良」

太良町においては、町の基本計画である総合計画にもとづき総合的な施策の展開が行われています。

また、福祉部門においても高齢者・障害者・児童を対象とした各福祉計画が策定され、計画的な福祉のまちづくりが推進されています。

太良町地域福祉計画はこのような既存の計画や理念を踏まえて総合的な福祉計画として、自然環境に恵まれた太良町という地域で、誰もが健康で安心して暮らせる福祉の町づくりを目指すために、太良町民一人ひとりがお互いに協力し、支えあう町づくりを進めていく必要があります。

(2) 地域福祉計画の理念

地域福祉計画策定委員会や地域で福祉を考える会では、太良町の福祉課題や今後の在り方について検討を重ね、同時に、地域福祉の理念についても検討してきました。その結果、これからの太良町の地域福祉の理念を表す標語として次のような標語を考えました。

自然のなかで共に支え合い

生き生きと暮らせる安心のまちづくり

(3) 標語の説明

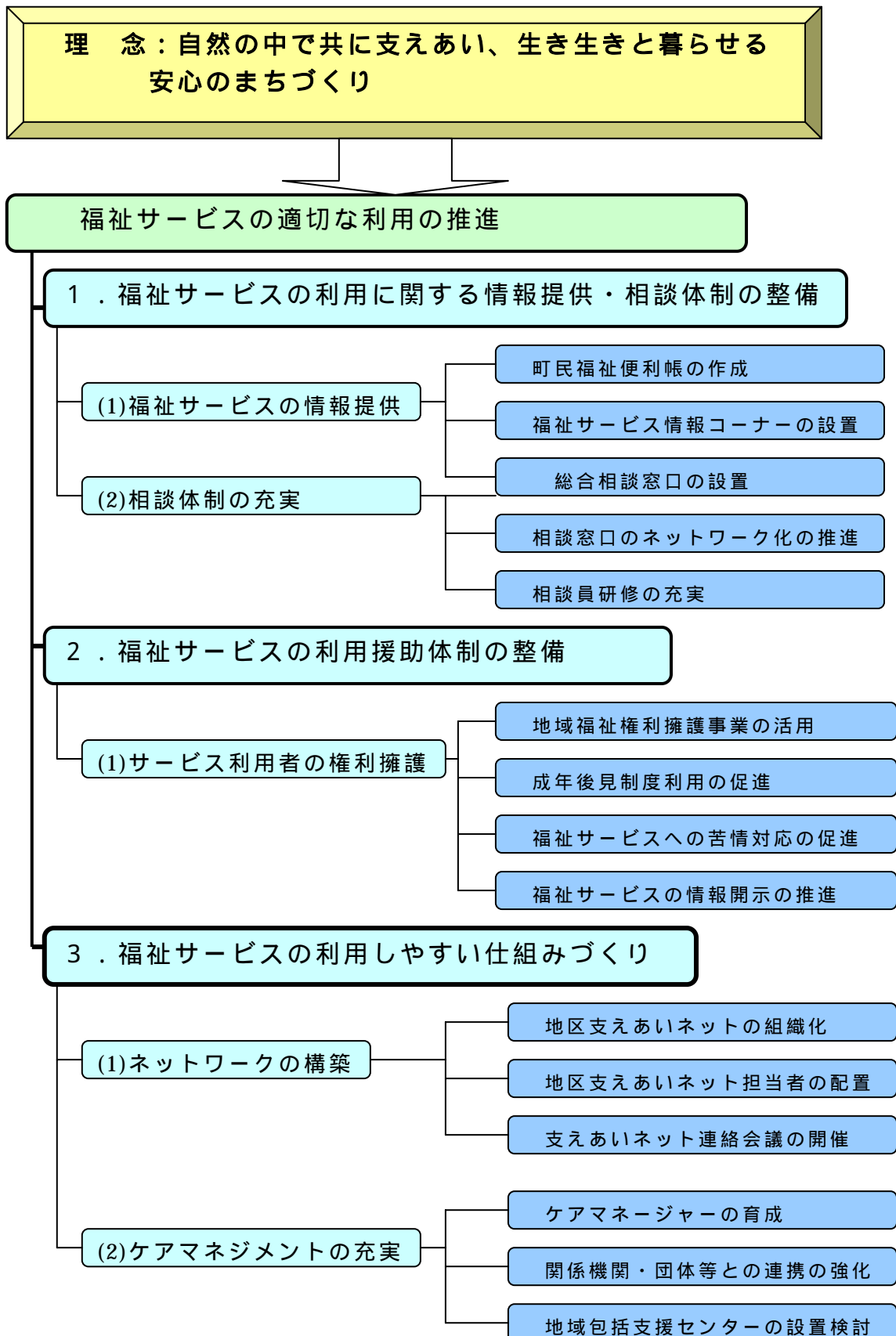
自然のなかでという言葉には、自然と共にという意味よりも、太良町の素晴らしい自然に包まれてあるいは、自然の恵みを受けながら生活していきたいという考えによるものです。

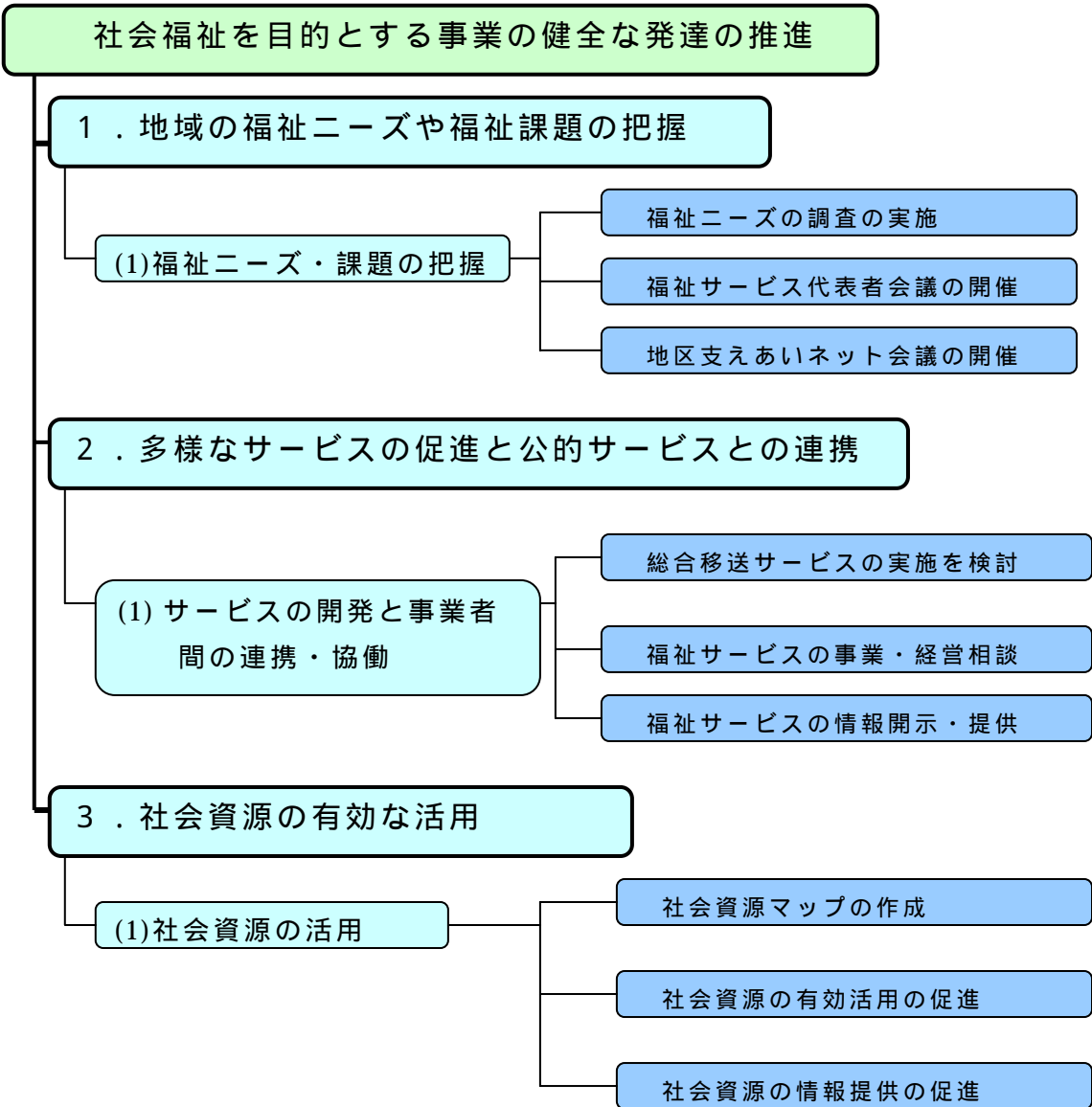
共に支え合い、これは、高齢者も障害者も、子育て中の人も町のすべての人が支えあう社会を目指していきたいという思いが込められています。

生き生きと暮らせるは、自分らしい生活が維持されることを意味します。それは、たとえ介護が必要になったり、福祉サービスを利用する必要が生じてきたとしても、どのような生き方や生活がしたいのかは一人ひとり違いがあり、その考え方が尊重される。つまり、個人の尊厳が保たれる状態を表しています。

安心のまちづくりは、健康づくりや環境問題、災害対策等も包含した福祉のまちづくりを目指していこうという考えを表しています。

施策の体系





地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

1.NPO 団体やボランティアへの支援

(1)NPO 団体への支援

NPO 法人に関する相談窓口の開設

NPO 法人に関する啓発活動の推進

情報の提供・ボランティアの斡旋

(2)ボランティアへの支援

ボランティア養成講座の開催

ボランティアセンターへの支援

活動の場や機会づくりの推進

ボランティア休暇の活用促進

2．住民参加の福祉のまちづくりへの支援

(1)福祉のまちづくりの支援

福祉のまちづくり条例の検討

まちづくりの住民組織化を推進

男女共同参画社会の推進

3．地域福祉を推進する人材の養成

(1)福祉人材の養成

研修への参加の促進

民生委員等の研修の充実

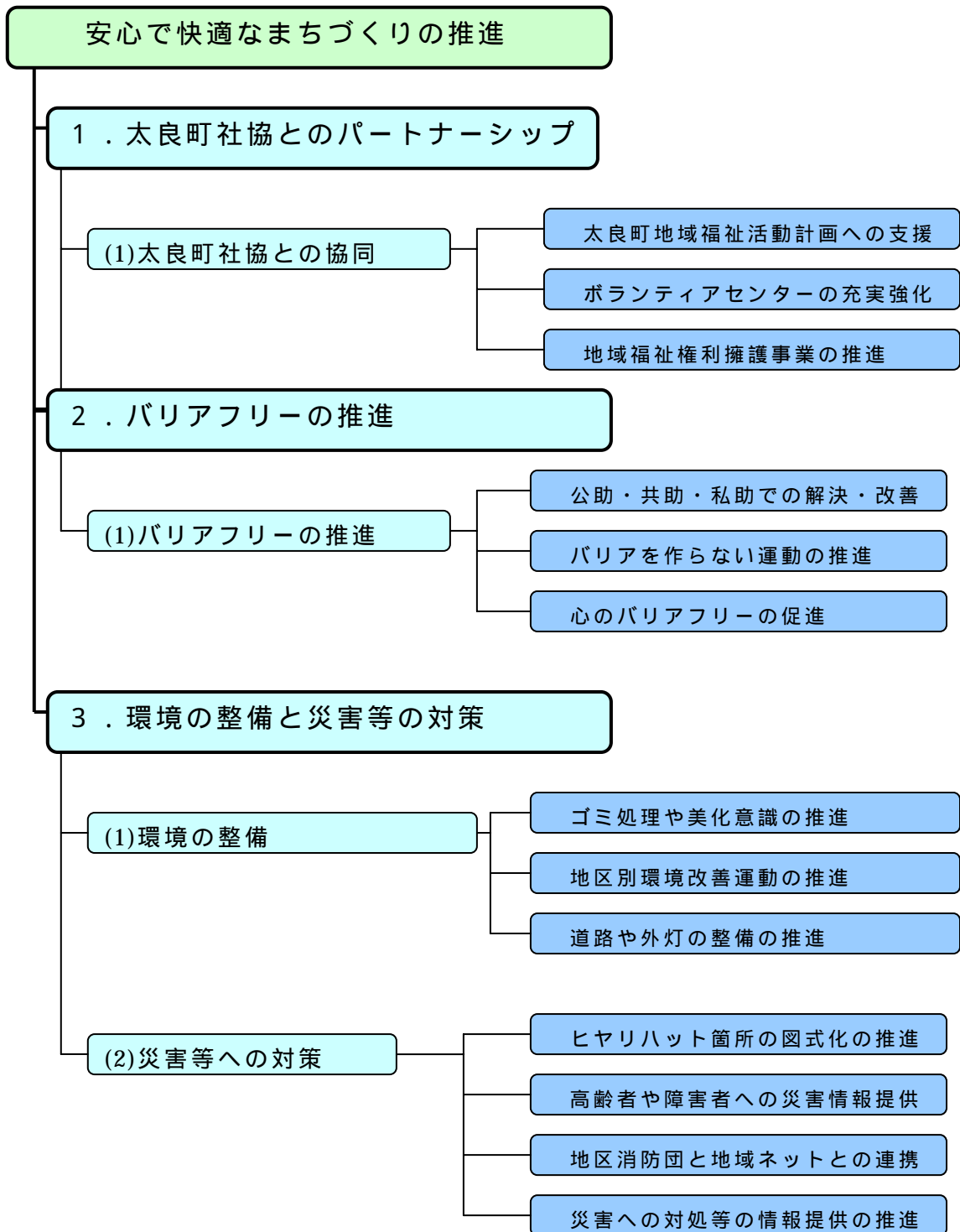
ボランティアへの研修の充実

(2)福祉教育の推進

福祉教育の推進

ふれあい・バリア体験教育の実施

家庭における福祉教育の推進



・福祉サービスの適切な利用に関する事項

(1) 福祉サービスの利用に関する情報提供・相談体制の整備

高齢者で介護が必要になったり、障害があるため生活する上で何らかの支援が必要な場合など、地域で生活する上で生活のしづらさを解決していくためには、必要な福祉サービスの制度や、ボランティア活動、あるいは地域での助け合い活動などについての情報が適切に得られるように情報提供のしくみを整備していくことが求められています。

また、生活のしづらさを感じた場合、どのように解決していけばいいのか、どのようなサービスをどのくらい利用したらよいかなどの判断をしたり、不安を解消したりすることは当事者や家族だけでは困難なこともあります。このため、生活上の問題であればどんな相談でも、身近なところで、いつでも相談ができ、相談したことについて迅速に対応できる総合相談支援体制を整えることが重要です。

1) 福祉サービスの情報提供

高齢者・障害者・子育て支援等の福祉サービスを一元的にわかりやすく整理して、情報を得る人の特性に配慮した福祉情報冊子（町民福祉便利帳）を作成し、情報の提供を行います。

町報・社協だより・町のホームページ等に福祉サービス情報コーナーを設けて、適時性のあるわかりやすいかたちで情報発信をしていきます。

福祉サービスに関する情報を得たい時に保健・福祉・医療等必要な情報を一元的に提供できる総合相談コーナーを設置します。

具体的施策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
町民福祉便利帳の作成	検討・作成				
福祉サービス情報コーナーの設置	実施				
総合相談窓口の設置			検討・設置		

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 情報を提供する場合は、子育て中の若い人などは広報紙や回覧版など印刷物から入手することが多いが高齢者は見ることも聞いて情報を得ることが多いので情報を得る人の特性に配慮する必要がある。
- ・ 全戸配布も必要だが、ケーブルテレビやミニ FM で情報を流すことも考えてみてはどうだろうか。

2) .相談体制の充実

高齢者・障害者・児童等の保健・医療・福祉に関する総合相談窓口を設置し相談に応じます。また、必要に応じ、担当課や専門相談機関・サービス提供機関への連絡調整を行います。

総合相談窓口・在宅介護支援センター（基幹・地域）・社会福祉協議会・地域子育て支援センター・町立病院等の相談窓口のネットワーク化や連絡協議会を開催し、連携を強化します。

県・県社協と連携して、相談員研修の充実を図ります。

地域での相談体制の充実を図ります。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総合相談窓口の設置			検討・設置		
相談窓口のネットワーク化の推進			検討・強化		
相談員研修の充実	強化				
地域における相談体制の充実		強化			

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 民生委員や各種相談員との連絡協議会が必要ではないか。
- ・ 相談を受けてすべてに的確に答えることは無理でも、どこに繋ぐかということができればよいのでは。
- ・ 社協は（しおさい館）入りやすいので、総合相談窓口は、社協に置いたほうが利用しやすいのではないだろうか。

(2) 福祉サービスの利用援助（権利擁護）体制の整備

高齢者や障害者が、訪問介護や施設等の福祉サービスを利用する場合、サービス提供事業者と利用契約を結ぶことになります。これは、新しい社会福祉制度のしくみで利用者主体の福祉のあり方を象徴的に示すものです。

しかし、この利用契約制度は、利用者と事業者との対等な関係を前提にしていますので、自己決定・自己責任を負うことにもなります。高齢者や障害者の中には適切に自己の判断でサービスを選定し、契約を結んで福祉サービスを利用することが難しい人もいます。

このため、高齢や障害等のため福祉サービスの利用がしづらい方に対して、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の活用、福祉サービスの利用や選択をしやすくするための苦情相談や、第三者評価事業などを推進していくための体制を整備していくことが必要です。

1) 福祉サービス利用者の権利擁護

痴呆や知的障害、精神障害などのために福祉サービスの利用支援が必要な場合、地域福祉権利擁護事業の活用を進めていきます。

成年後見制度の利用促進のための広報・啓発活動や、専門相談機関との連携による相談会を開催します。また、必要に応じて、町長申し立てや第三者後見人への報酬の助成を検討していきます。

福祉サービスへの苦情相談についての啓発活動を実施すると共に、福祉サービス提供事業者に対して、県社協の運営適正化委員会と連携した苦情対応研修会を活用します。

第三者評価の実施を目指して、サービス事業者の自己評価の促進とその情報公開を推進していきます。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域福祉権利擁護事業の活用	実施				
成年後見制度利用の促進		検討・一部実施			
福祉サービスへの苦情対応の促進	実施				
福祉サービスの情報開示の推進			検討・実施		

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 福祉情報冊子（町民便利帳）のなかに、苦情相談等の説明を入れる。
- ・ 意見箱を設置する。
- ・ まずは、サービス事業者の自己評価を促進する。そうすれば利用者からの声があがり、事業者も動かざるを得なくなるのではないか。
- ・ サービスを受けている家族にアンケート調査をとれば、辛口評価もでてくるのではないだろうか。
- ・ 利用者と事業者の声がキャッチボールできるような体制が大切。

(3) 福祉サービスの利用しやすい仕組みづくり

安心して地域生活を送るためには、生活上の問題が生じた場合、必要なサービスの情報や相談体制が整っていることが必要です。また、同じ地域に住む住民同士が助け合い、協力し合って問題を解決することが大切であるという共通認識が必要となります。

そのためには、日頃から小地域（地区単位）のなかでの生活問題について、定例的に話し合い、情報交換をしたり、問題解決のための「地区支え合いネット（仮称）」を構築し、役場や社協等との連携を行うことが大切になってきます。

また、「地区支え合いネット」を通して浮かんできた高齢者や障害者等の生活上の課題を「地区支え合いネット」だけで解決していくことが難しい場合もあります。その時は、必要な福祉サービスや各種社会資源と適切に結び付けてくれるケアマネジメントシステムを整備しておく必要があります。

しかし、現在、ケアマネジメントについては、介護保険制度で位置づけられているだけで、障害者や児童についてはまだ整備されていませんので、種別を超えたトータルケアマネジメントのシステムを作り上げていきます。

1) ネットワークの構築

区長、民生委員、福祉協力員、老人クラブ、婦人会、PTA、支え合いネットボランティア等で構成する「地区支え合いネット」をすべての地区で組織化を推進します。

「地区支え合いネット」の組織化・運営を支援するため、町と社協のなかに支え合いネット担当者を配置します。

「地区支え合いネット」リーダー・サブリーダーと町・社協との連絡会議や情報交換会を定期的を開催します。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地区支えあいネットの組織化	検討 	組織化の推進 			
地区支えあいネット担当者の配置		実施 			
支えあいネット連絡会議の開催		実施 			

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 山間部の子どもネットワーク（子ども 110 番）の体制が不十分である。
- ・ 消防団と要援護者のネットワークを作る。
- ・ 高齢者・障害者・児童それぞれ課題は違うこともあるが、共通したネットワークが必要と思う。
- ・ 福祉問題だけでなく、災害等緊急時にも対応できるネットワークにする。

2) ケアマネジメントの充実

高齢者・障害者・児童について種別を越えたケアマネジメントが可能な人材を育成していきます。

社会資源の把握・開発を推進するために、ケアマネージャー・地区支え合いネットリーダー・町・社協・団体との連絡会議を開催します。

地域包括支援センター（仮称）の設置・運営について研究・検討し、国の動向を踏まえて実施します。

具体的施策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ケアマネージャーの育成		検討・実施			
関係機関・団体等との連携の強化		実施			
地域包括支援センターの設置検討	検討		実施		

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 今の在宅介護支援センターとは別に、地域福祉支援センターを独自に作り、保健師も含めケースワークができる機能を設けてはどうだろうか。
- ・ 支援費制度についての相談窓口やケアマネージャーの設置が必要ではないか。
- ・ 障害者の、特に若年障害者への対応が不足している。

・社会福祉を目的とする事業の健全な発達の推進

(1) 地域の福祉ニーズや福祉課題の把握

地域での福祉ニーズを把握し、解決していくための課題を明らかにし、公助・共助・私助の適切な役割分担で解決していくことが地域福祉の目指すものです。

そのためには、太良町という地域における福祉ニーズや、課題を把握するための計画的なニーズ調査の実施、地区支え合いネット活動からの情報収集、福祉サービス提供事業者や当事者団体、関係機関等との連携が必要です。

また、福祉ニーズに対応した福祉サービスが適切に提供されるためには、需要（福祉ニーズ）と供給（サービス事業者）とのバランスが保たれていることが大切になります。多様な主体による福祉サービス提供事業者や団体等が健全で活発に事業の展開が促進されるために、需要の状況を将来予測も含めて適切に把握していく体制を整えていきます。

1) 福祉ニーズ・課題の把握

太良町社協と協同して、町民ボランティアや大学等研究機関と連携して福祉ニーズ調査を実施します。

町内の福祉サービス事業の代表者によるネットワークを構築し、情報交換やニーズに対応しきれていない課題、相互補填、社会資源の開発等について検討する会議を開催します。

「地区支え合いネット」のリーダー・サブリーダーと町・社協との連絡会議や情報交換を定期的に行います。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
福祉ニーズ調査の協働を推進			準備	実施	
福祉サービス代表者会議の開催			検討・実施		
支えあいネット連絡会議の開催		実施			

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 区長・民生委員・福祉協力員の合同会議を実施する。
- ・ 民生委員と福祉協力員のお互いの協力が必要である。

(2) 多様なサービスの促進と公的サービスとの連携

福祉ニーズの調査や地区支え合いネット、各種会議の中で集約されてきた福祉ニーズや解決すべき課題について、既存のフォーマルサービスのなかで対応が難しい場合は、民間のサービス参入や有料ボランティア等多様なサービス提供主体の活動を促進していきます。そのことで福祉ニーズの充足や福祉課題の解決を図ると共に、福祉サービスを必要とする住民の事情に応じたサービスの選択が可能となる体制を推進していきます。

また、フォーマルサービスや民間サービス、有料ボランティア等社会福祉を目的とする事業を行う町内のさまざまな機関や団体の連携・協働を推進していくため、サービスの情報開示、情報交換体制を整備していきます。

1) 福祉サービスの開発とサービス事業者間の連携・協働

高齢・障害・児童等の種別をまたいだ総合移送サービスの実施について、地域住民、当事者団体、社協、町等で構成するプロジェクトチームを設置し、生活の足についての問題を検討していきます。

福祉サービスの事業設立や経営、財源問題などサービス事業の健全な運営を促進するため、太良町社協において経営相談コーナーの設置を検討します。

町内のサービス提供機関・団体等のサービス情報開示や相互理解を促進するため、インターネットで公開するとともに、太良町ホームページとリンクします。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総合移送サービスの実施を検討		検討			
福祉サービスの事業・経営相談			検討		
福祉サービスの情報開示・提供	検討	実施			

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・福祉ニーズ調査を検討したら、高齢者・障害者・児童それぞれ共通して移送サービスが課題であったので何とかして解決しなければいけない。
- ・太良町のホームページやインターネットを使って、福祉サービスや必要な情報を提供する方法を考えてみてはどうだろうか。
- ・移送サービスは、公助だけでは困難なので、共助・私助の最適な組み合わせを実現していくモデル事業にできないだろうか。
- ・移送問題は縦割意識を崩さないと解決はできないのではないか。

(3) 社会資源の有効な活用

社会資源とは、福祉ニーズを充足するための様々な物質や人材のことをいいます。地域生活を送るうえで生じてくる様々な生活のしづらさを解決していくためには、社会福祉を目的とする事業が計画的に整備され、健全に運営されていくことが必要です。そして、他の社会資源も有効に活用されることが求められます。

そのためには、地域住民や福祉関係、団体、行政などが地域にある社会資源についての情報や知識を共有しておくことが必要です。そして、福祉目的以外の物質や人材等についても、福祉ニーズを充足するため活用・再利用・転用等ができないか常に検討・工夫していきます。

1) 社会資源の活用

福祉情報誌(町民福祉便利帳)の中に、子どもから高齢者まで誰もがわかりやすい社会資源マップを作り、綴じ込みます。

福祉サービス調整・検討会議や地区支え合いネット連絡会議で定期的に社会資源の有効活用について検討していきます。

町や社協のホームページに社会資源マップを掲載し有効利用を促進していきます。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
社会資源マップの作成	検討・作成				
社会資源の有効活用の促進		実施			
社会資源の情報提供の促進			実施		

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 子どもが安心して遊ぶ場所が少ない。
- ・ 高齢者や障害者にわかりやすく情報を提供する工夫をしてほしい。
- ・ インターネットやケーブルテレビを利用して情報を提供してみる。
- ・ 社会資源のリスト作りからスタートする。例えば建物、土地、人材など。

・地域福祉に関する活動への住民参加の促進

(1) 福祉関連の NPO 団体やボランティアへの支援

地域福祉を推進していくためには、非営利の民間活動法人である NPO 団体やボランティア活動が活発に展開され、地域福祉活動があらゆる地域住民の参加を得て発展していくことが求められています。

太良町においては、NPO 法人 1、ボランティアグループ 39、人員 709 人が登録され幅広く活動が行われています。

今後はボランティア活動の現状を踏まえて、太良町社協と連携を強化しながら、NPO 団体やボランティアの育成を図ります。また、活動状況の把握やグループ間の連携強化、活動拠点の整備等の支援を積極的に推進していきます。

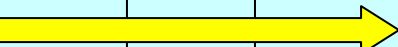
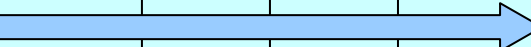
さらに、ボランティア活動をしたい人とボランティアを望む人を連絡・調整する体制や情報提供のありかたについても改善、整備していきます。

1) 福祉関連の NPO 団体への支援

NPO 法人の設立についての相談支援コーナーを役場と太良町社協に設置します。

NPO 法人について、住民の理解を深めるための啓発活動を町報やホームページ等を利用して実施します。

NPO 法人に対して、情報の提供やボランティアの斡旋・調整を太良町社協と連携して行います。

具 体 的 施 策	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
NPO 法人に関する相談窓口の開設			検討		
NPO 法人に関する啓発活動の推進	実施				
情報の提供・ボランティアの斡旋		検討・実施			

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 現在、NPO の運営をされている方に、NPO の設立アドバイザーになってもらったらどうだろうか。
- ・ 今あるボランティアグループを NPO 法人にできないものか検討してみてもいいだろうか。
- ・ 太良町社協は、NPO への支援、資金面など、地域のコーディネーターとして機能していく時代と思う。

2) ボランティアへの支援

太良町社協と連携して、地域福祉活動の担い手としてのボランティアを育成していくために、ボランティア養成講座を開催します。

ボランティアセンターの機能を充実し活性化するため、「ボランティアセンターサポートチーム(仮称)」をボランティアで立ち上げ、町民への情報提供、斡旋・調整機能、広報・啓発活動を充実していきます。

ボランティア活動を促進するため、活動拠点として地域の公共施設の活用、活動費の助成、活動する機会や場づくり等を推進していきます。

勤労者がボランティア休暇を活用しやすい環境整備と意識改革を促進していきます。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ボランティア養成講座の開催	実施				
ボランティアセンターへの支援			検討・強化		
活動の場や機会づくりの推進	実施				
ボランティア休暇の活用促進	実施				

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ どんなボランティアをすればよいのか、何をしたら良いのかわからない。情報が少ない。
- ・ 福祉広報ボランティアを集める。 手作りのチラシ、誰が作成したかわかるように記名する。 評価につながるのでは。
- ・ 家族単位で、まず家庭では父親がやって見せると子どもも興味関心を持ち、ボランティア活動について自然に考えるのでは。
- ・ 活動内容によっては有料にすることも必要では。
- ・ ボランティアリーダー、行政、社協との情報交換が必要。

(2) 住民参加の福祉のまちづくりへの支援

高齢者や障害者だけではなく、太良町に住むすべての人が安心して生活できるまちをつくることを目標にしていく必要があります。

そのためには、福祉サービスの利用者や福祉関係従事者、ボランティア等の福祉に関連のある町民だけでなく、子どもや農業・漁業関係商工業等を営む人々といった一般町民の方々が、福祉の町づくりに参加していくことが大切であり、太良町においては、福祉に関することについて、町民が考え、参加し、協力していく福祉の町づくりを目指していきます。

また、性別による固定的な役割分業意識を見直し、福祉の町づくりへの女性の積極的な参画を促進し、家庭においても家事や育児等を男女で共同する環境作りを推進していきます。

1) 住民参加による福祉のまちづくりへの支援

地域福祉を推進していくために、太良町の地域福祉憲章として福祉のまちづくり条例(仮称)の制定を検討していきます。

「地域で福祉を考える会」と「やってみゆう会」を発展解消し新たな住民参加組織をつくり、太良町の福祉のまちづくりについて定期的な話し合いを続けていきます。

太良町における男女共同参画社会を家庭や地域の中で実現していくための広報・啓発活動を進めていきます。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
福祉のまちづくり条例の検討	準備		検討		
まちづくりの住民組織化を推進	実施				
男女共同参画社会の推進	強化				

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 住民参加がしにくいのは、自分のことで精一杯の人が多すぎるのではないだろうか。
- ・ 時間を取られる、大変さがあると思っているのではないか。
- ・ 住民参加がなぜ必要なのか十分に話し合いの場を作ることが大切。
- ・ 地区、班で何ができて、自分達で何ができるのか、どうしたら解決できるのかということを考えることが大切。

(3) 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉を推進していくためには、福祉人材の養成や育成という人づくりの視点が必要です。福祉人材という人づくりには二つの視点があります。第一に、福祉に仕事として携わる人や民生委員、福祉協力員、ボランティアリーダーなど今、実際に地域福祉活動を担っている方々に対するものと、もう一つは、子どもも含めた一般の町民の方やボランティア活動、住民活動に関心を持たれている方を対象とした人材育成を積極的に行うことが大切です。

特に、次代を担う世代である子どもたちへの福祉教育は、太良町地域福祉計画が掲げる理念「自然のなかでともに支え合い、生き生きと暮らせる安心のまちづくり」を実現させるためには極めて重要なことであり、積極的に推進していきます。

1) 福祉人材の養成

県社協や関係機関・団体と連携して社会福祉従事者研修や福祉サービスの質の向上のための研修への参加を促進していきます。太良町社協と連携し、民生委員、主任児童委員、福祉協力員等の研修の充実を図ります。太良町社協と連携し、ボランティア活動促進のための入門講座やリーダー養成研修等の充実を図ります。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
研修への参加の促進	実施				
民生委員等の研修の充実	実施				
ボランティアへの研修の充実	実施				

2) 福祉教育の推進

福祉への理解を深め、地域福祉活動に参加していく子どもを育てていくため、太良町社協や学校と連携して、福祉教育を推進していきます。

地域の社会福祉施設の協力を得て、ふれあい体験やバリアフリー体験等実体験を通した福祉教育を行っていきます。

太良町社協と連携して、親子参加型のボランティア活動等を企画・実行し、家庭における福祉教育を推進していきます。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
福祉教育の推進		検討・実施			
ふれあい・バリア体験教育の実施		検討・実施			
家庭における福祉教育の推進			検討・実施		

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 民生委員と福祉協力員との連携が十分ではないのではないだろうか。
- ・ 人材の育成はできているが、活躍する場がないのでは。
- ・ 子育て支援のボランティア人材が不足している。
- ・ 小さい時からボランティアの意識作りが必要。

・ 安心して快適なまちづくりの推進に関する事項

(1) 太良町社協とのパートナーシップ

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な団体と位置づけられています。太良町社協は、しおさい館を拠点としてボランティア活動や住民活動を支援し、介護保険事業や町委託事業など、地域住民の福祉ニーズに応えて、積極的な事業展開を行っています。今後も、太良町社協が主体的に地域福祉を推進することができるよう財政面や活動環境等も含めた総合的な活動の支援を行います。そして、太良町が策定した「地域福祉計画」と太良町社協が策定した「地域福祉活動計画」が車の両輪となって太良町における地域福祉が推進されていくよう、従来にも増して太良町社協とのパートナーシップを強化していきます。

1) 太良町社協とのパートナーシップ

民間活動の自主的行動計画である、「太良町地域福祉活動計画」によって地域の課題解決を支援していきます。

地域福祉活動を推進していくための活動拠点として、ボランティアセンターの充実・強化を支援していきます。

福祉サービスの利用を促進するため、地域福祉権利擁護事業の推進を支援していきます。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
太良町地域福祉活動計画への支援	実施				
ボランティアセンターの充実・強化	準備	実施			
地域福祉権利擁護事業の推進		実施			

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 住民活動をしやすいするためには、地域リーダーと行政・社協との情報交換が必要ではないか。
- ・ 社協に総合相談を設置した方が利用しやすいのでは。
- ・ ボランティア活動の機会や活動する場を提供してもらえるので活動がしやすい。
- ・ 太良町社協の活動を町民の人にもっと知ってもらうために、広報を工夫していく必要があるのでは。

(2) バリアフリーの推進

高齢者や障害者が、自然の恵み豊かな太良町という地域で、生き生きと安心して暮らせるための条件の一つとして、公共建築物や交通機関、住宅や商店など日常的に利用する生活環境のバリアフリーを推進することが必要です。

このバリアフリーを推進していくことは、高齢者や障害者のためだけでなく、妊婦や傷病者、小さな子ども連れの親子や体調不良の人など、多くの人々にとっても生活しやすい環境にしようという認識を広めながら、太良町社協や当事者団体、民間企業等と連携しながら推進していきます。

また、構造物や設備等を改善していくということだけでなく、障害に対する理解や認識を深めて、心のバリアフリーを促進することも重要です。啓発活動や福祉教育を通して心のバリアフリーへの取り組みも進めていきます。

1) .バリアフリーの推進

町や太良町社協が連携して、これまでの調査結果や要望等を踏まえて、公助・共助・自助での解決・改善を図ります。

町民がバリアを作らない運動（道路等での自転車放置や、障害者駐車場使用等の防止）を展開していきます。

講演会や研修、福祉教育や親子ボランティア活動などを通して、障害の理解、認識を深めて心のバリアフリーを促進していきます。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公助・共助・自助での解決 ・改善			実施		
バリアを作らない運動の 推進	実施				
心のバリアフリーの促進		検討・実施			

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 公共施設は、ハード面の改善がすぐには難しいので、人の手を借りてバリアを取り除けないだろうか。
- ・ 中央公民館や役場でバリアが多いことは、職員も町民も知っているのにどうして何もかわらないのかな。
- ・ 自分達でできるものは、自分たちでバリアを取り除き、どうしてもできないことは行政に頼む。
- ・ 子ども達にアイマスク・高齢者擬似体験を経験させる。
- ・ 音の出る信号が町にはない。

(3) 環境の整備と災害等の対策

町民の多くが町の良いところとして、自然環境をあげていますがその自慢の自然が生活廃水やゴミ処理方法が不十分なため悪化していることや、公共心や美化意識の低さを懸念する声も一方ではでてきています。

また、道路や外灯の整備等が不十分なため、高齢者や障害者、学校帰りの児童等が生活のしづらさや不安を抱いている現状もあるため、町民の協力と参加を得ながら環境問題の改善を進めていきます。

自然災害や火災等が起こった場合、その被害を受けやすい高齢者や障害者、子どもたちなどに対して、災害情報の伝達や避難経路やその方法等について周知する体制を整備し、消防団や地区支え合いネット等の協力を得て、直接対応していきます。

1) 環境の整備

町報や回覧板、ホームページ等を活用して、ゴミ処理や美化意識についての啓発・認識を深める活動を推進していきます。

区長会や婦人会等と連携し、地区別の環境改善運動を推進していきます。

道路や外灯の整備について、関係部署と連携して改善に努めます。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ゴミ処理や美化意識の推進	実施				
地区別環境改善運動の推進	実施				
道路や外灯の整備の推進	実施				

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 川にゴミを棄てる人が後をたたないのが情けない。
- ・ 有明海が生き返り、昔みたいにいろいろな魚介類が取れるよう願っている。
- ・ ごみ収集を、出す人がもう少し集める人の身になって出して欲しい。以前よりは良くなっているが、あと一步のところ。
- ・ 町内に外灯を増やし、明るい町（地域）に！

2) 災害等への対策

小学生が主体となって、町内のヒヤリ、ハット箇所を点検し、マップ化を図ります。

高齢者や障害者等に対する災害情報の伝達や情報を得ることが確実にできる方法を検討し、実施していきます。

地区消防団と「地区支えあいネット」が連携し、援助が必要な場合、直接対応していきます。

福祉情報冊子（町民福祉便利帳）に災害等への対処の方法について、高齢者や障害者の特性を配慮してわかりやすく掲載します。

具 体 的 施 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ヒヤリハット箇所の図式化の推進	検討・実施				
高齢者や障害者への災害情報の提供促進	実施				
地区消防団と地域ネットとの連携	検討		実施		
災害への対処等の情報提供促進	検討・作成				

「地域で福祉を考える会」での意見

- ・ 災害などが起きた場合の情報伝達が不安、家の電話や携帯電話が使用できなくなった場合など
- ・ 災害の放送が聞き取りにくい（防災無線が聞き取りにくい）
- ・ 避難場所をもっと知らせて欲しい
- ・ 普段からの近所付き合いを深くしておくことが大切では
- ・ 高齢者で一人暮らしの場合、不安が多い

第4部 地域福祉推進体制の整備

(1) 太良町の推進体制

地域福祉計画及び関連する個別福祉計画の進行状況の把握と評価を地域福祉推進委員会（仮称）で行います。

(2) 地域福祉推進のための連絡協議会の設置

社会福祉協議会、民生委員協議会、地区支え合いネット、ボランティア・NPO 団体、その他の地域福祉を推進していく団体との連絡協議会を定期的開催し、地域福祉の進捗状況の評価、協働・連携のための意見交換などを行います。

(3) 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進

太良町社協では、地域福祉計画と同時進行の形で「地域福祉活動計画」が策定されました。これは、民間の立場で地域の福祉課題を解決していくための行動計画です。地域福祉は、公助・共助・自助の最適な組み合わせで創り上げていこうとするものですが、地域福祉活動計画は、住民参加の共助の計画ということが出来ます。

このため、地域福祉計画と、理念や活動計画で共通した部分が含まれています。太良町における地域福祉を積極的に推進していくために、地域福祉計画と地域福祉活動計画が密接に連携・協働することが重要になります。

資料編

1. 地域福祉計画策定への取り組み (1) 地域で福祉を考える会の開催

回数	実施月日	参加者	検討されたテーマ
第1回	11月7日	53人	太良町について意見を出し合おう
第2回	11月18日	33人	どのようにしたら、町民の皆さんの意見を集めることができるか
第3回	12月4日	33人	アンケート・意見箱・住民集会の具体化を検討する
第4回	12月19日	30人	ワークショップ 地域における問題点を考える
第5回	1月8日	25人	ワークショップ 具体的な解決策を考える
第6回	1月30日	33人	ワークショップ 具体的な解決策を考える
第7回	2月12日	29人	ワークショップ 具体的な解決策を考える
第8回	3月11日	25人	ネットワークの構築・サービス利用・相談体制
第9回	3月26日	26人	ネットワークの構築・サービス利用・相談体制
第10回	4月8日	31人	ケアマネジメント・サービス評価・権利擁護
第11回	4月22日	22人	ケアマネジメント・サービス評価・権利擁護
第12回	5月13日	25人	社会資源の活用・福祉人材の育成・サービス基盤の整備
第13回	5月27日	26人	社会資源の活用・福祉人材の育成・サービス基盤の整備
第14回	6月10日	29人	住民参加をどう実現していくか
第15回	6月24日	26人	住民参加をどう実現していくか
第16回	7月8日	31人	NPO法人やボランティアへの支援
第17回	8月12日	18人	町のバリアフリー・心のバリアフリーを達成するためには
第18回	12月2日	21人	太良町地域福祉計画(素案)の説明・検討
第19回	2月24日	15人	太良町地域福祉計画(最終案)の説明

(2) 太良町地域福祉計画策定委員会の開催経過

回数	実施月日	検討された内容
第 1 回	11 月 28 日	講演「地域福祉計画と住民参画」西九州大学 田代勝良 策定委員会の公開について 地域福祉計画をめぐる国・県の動向について 太良町地域福祉計画の策定等について 地域福祉計画について自由討議
第 2 回	2 月 5 日	福祉圏域の設定・目標量の設定・現状と問題点の把握 地域福祉を推進するための具体的な方策について
第 3 回	3 月 26 日	太良町地域福祉計画の理念について 福祉ニーズ調査結果の検討について
第 4 回	5 月 27 日	太良町地域福祉計画の理念について・理念案の 「地域で福祉を考える会」での検討結果について
第 5 回	12 月 21 日	太良町地域 福祉計画(素案)の検討
第 6 回	2 月 24 日	太良町地域 福祉計画(最終案)の検討

(3) 計画策定状況の周知

地域福祉ニュース第 8 号(地域福祉計画の概要版)を作成し、平成 17 年 1 月 13 日に全世帯配布を行いました。また、地域福祉計画(素案)を太良町ホームページに掲載しました。

(4) 計画素案の閲覧と意見箱の設置

地域福祉計画の素案を太良町役場、大浦支所、太良町総合福祉保健センター、町立太良病院の 5 箇所におき、町民が自由に閲覧できるようにしました。また、閲覧場所には、意見箱をそれぞれ設置しました。

(5) 素案の提示とパブリックコメントの実施

社会福祉協議会、民生委員協議会、太良町老人クラブ連合会、多良大浦地域婦人会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、多良、大浦(小・中)学校 P T A 等の各種団体への意見募集をおこないました。

このように、地域福祉計画の素案を、インターネットや全戸配布、閲覧等様々な方法で、1 月 11 日から 2 月 10 日までの間でパブリックコメントを求め実施しました。

太良町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この委員会は、社会福祉法に規定される地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、太良町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定手順に関する事項
- (2) 計画の中に記載する内容に関する事項
- (3) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織し、次の各号に掲げるものの中から町長が委嘱する。

- (1) 平成14年度福祉計画推進委員会委員（3部門各1人）
- (2) 社会福祉団体の関係者 3人以内
- (3) 地域福祉活動を支援する団体に所属する者2人以内
- (4) 太良町の地域福祉を考える町民委員会委員3人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 公募委員 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了する日までとする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(検討委員会)

第 7 条 委員会に、太良町職員及び太良町社会福祉協議会職員で組織する検討委員会を置く。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

太良町の地域福祉を考える町民委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、住み慣れた地域で自立し、いきいきと、生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくりの計画を策定するために太良町の地域福祉を考える町民委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

(1) 地域福祉のあり方に関する事項

(2) その他安心して暮らせるまちづくりのために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、地域住民から公募して町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(グループリーダー)

第5条 委員会にグループリーダーを置き、委員の互選によってこれを定める。

2 グループリーダーは、委員会を統括する。

(会議)

第6条 委員会は、グループリーダーが必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項はグループリーダーが別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

太良町地域福祉計画策定委員会委員名簿

分 類	所属団体名等	氏 名
平成 14 年度福祉計画 推進委員会委員	(エンゼルプラン部門) PTA	久保 繁幸
平成 14 年度福祉計画 推進委員会委員	(障害者福祉計画部門) 太良町社会福祉協議会	岩田 澄子
平成 14 年度福祉計画 推進委員会委員	(老人保健福祉計画部門)	鶴田 義廣
社会福祉団体の関係者	太良町ボランティア協議会	大串 洋徳
社会福祉団体の関係者	太良町老人クラブ連合会	恵崎サヨ子
社会福祉団体の関係者	太良町身体障害者福祉協会	岩本 幸喜
地域福祉活動を支援する 団体に所属する	多良地域婦人会	池田 千鶴 佐藤 幸代
地域福祉活動を支援する 団体に所属する	太良町食生活改善推進協議会	田中美津子
太良町の地域福祉を考 る町民委員会委員	杉谷	森 義男
太良町の地域福祉を考 る町民委員会委員	野崎	金子トシエ
太良町の地域福祉を考 る町民委員会委員	道越	川島 寿子
学識経験者	西九州大学助教授	田代 勝良
学識経験者	太良町立病院看護師長	永尾三代子
学識経験者	太良町民生委員協議会	山田 トメ
公募委員	陣ノ内	待永るい子
公募委員	亀ノ浦	末田多美江
平成 14 年度福祉計画推進委員会委員 (3 部門 1 人) 社会福祉団体の関係者 3 人以内 地域福祉活動を支援する団体に所属する者 2 人以内 太良町の地域福祉を考える町民委員会委員 3 人以内 学識経験者 3 人以内 公募委員 2 人以内		

用語解説

区分	用語名	解説
い	生きがい対応型サービス	介護保険対象外となった、家に閉じこもりがちな60歳以上の高齢者に対し、老人福祉センター・老人憩いの家・公民館等において、個人の希望や身体状況に応じた日常生活動作訓練、趣味活動等のサービスを提供する事業である。介護予防・地域支え合い事業の中の一事業である。
	インターネット	加入者の間に世界中のコンピューターをつないで情報交換ができるようにした国際的な通信情報サービス組織。
	インフォーマルサービス	個人をとりまく家族・親族・友人・近隣・ボランティア等による非公式的なサービスの総称。
え	エイジング・イン・プレイス	高齢者の在宅生活と地域ケアを重視する基本理念ないし援助視点で、欧米の老年学の専門家により提示された。
か	核家族	一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族。
き	苦情解決制度	福祉サービスに関する利用者からの苦情について、そのサービスを提供する福祉事業の経営者が解決に努めなければなら いと社会福祉法に新たに規定されたシステム。
け	ケアマネージャー (介護支援専門員)	要介護者やその家族からの相談に応じ、希望や心身の状況から適切な介護サービス利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整を行う。厚生労働省令で定められた専門家。

こ し	ケアネイジメント	介護を要する高齢者や障害者のニーズごとに、多様なサービスを効果的に組み合わせ提供するための手技をいう。
	権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明できない障害者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
	高齢化率	65歳以上人口が総人口に占める割合。
	支援費制度	知的障害児者、身体障害児者に対して行政がサービスの提供者や内容を決定していた「措置制度」に変わり、障害者自らがサービスを選択する、利用者の立場に立った新しい制度で2003年度から導入された。
	社会資源マップ	社会資源とは社会福祉では社会福祉施設、備品、サービス、制度、情報、人材などで視覚的に地図化したもの。
	社会福祉基礎構造改革	1951年の社会福祉事業法制度以来大きな改正が行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの共通基礎制度について、今後多様化、増大化すると予測される福祉需要に対応するため見直しをおこなう国の政策。
	社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織。行政や関係機関と連携して、ボランティア事業や小地域福祉ネットワーク活動、普及啓発活動など推進している。
	重度身体障害者	重度の肢体不自由者。身体障害者手帳の等級1級、2級の肢体不自由を意味する。

し	障害者雇用率	事業所に障害者の雇用義務を課す割当雇用制度のことで、「法定雇用率制度」ともいう。
せ	成年後見制度	痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人の権利を守る制度。成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人にかわって財産管理や、介護・医療などに関する契約をおこなう。
た	第三者評価	事業所でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業所と契約し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力を評価すること。評価結果については、利用者に判りやすい形で情報提供される。
ち	<p>地域福祉計画</p> <p>地域福祉活動計画</p> <p>地域福祉権利擁護事業</p>	<p>平成 12 年に改正された社会福祉法において、住民等の参加を得て、地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、社会参加も含めた自分らしい生活が送れるような地域社会をつくるため市町村が策定する福祉計画。</p> <p>行政サービスだけでは補完できにくい問題を住民相互の連携により「だれもが安心して暮らせる町づくり」を推進するため、社会福祉協議会などの民間団体が作成する福祉計画。</p> <p>痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送るための制度で、福祉サービス利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施されている。</p>

な	難病	厚生労働省が指定した特定疾患の俗称。原因不明で治療法が未確立であり、経済的、介護的、精神的に負担の大きい疾患で現在 45 疾患が指定されている。
ね	ネットワーク	複数の主体などが、相互に情報や業務などの連携を通じたつながりを持ちながら全体で一つのまとまり・システムとして構成されていること。
の	ノーマライゼーション	福祉の基本理念の一つで、障害のある人や高齢者も含めて、すべての人々が共に生きる社会こそ普通（ノーマル）であるという考え方。
は	パートナーシップ	まちづくりなどの事業において、市民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し役割や責務を自覚することを通して築いていく相互の信頼関係。
	バリアフリー	高齢者や障害者が活動する場合、社会に存在する障害（バリア）を取り除くこと。例えば、建物や道路のなどの障壁だけではなく、障害者に対する偏見や差別の解消も「心のバリアフリー」と呼ばれる。
ほ	ボランティア	自由意志をもって社会事業、災害の救済などのために無報酬で働く人。
よ	要援護高齢者	心身の障害又は疾病等により、日常生活を行う上で、何らかの援助が必要な高齢者のことをいう。

り	リハビリテーション	心身に障害のある人の残存能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために医療教育、福祉など各分野の専門職が援助を行うこと。
わ	ワークショップ	目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、まちづくりや計画づくりなどに取り組む、参加体験型の創作活動。